

# 豊明市障がい福祉計画 ＜素案＞

平成 29 年 12 月

豊 明 市

#### 「障害」の「害」の字のひらがな表記について

本計画では、法律名や個別の計画名称以外において、障害の「害」の字をひらがな表記としております。

# 目次

第1章 計画の基本事項	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	2
(3) 計画の位置付け	2
(4) 計画の期間	3
(5) 他計画との関連	3
第2章 豊明市の障がい者を取り巻く状況	4
(1) 人口の推移	4
(2) 手帳所持者数の状況	5
(3) 特定疾患医療受給者（難病患者）	1
(4) 障がいのある児童生徒の状況	8
(5) 自立支援医療の状況	10
(6) 障害支援区分の状況	10
(7) 障がい福祉サービス利用の状況	11
(8) 児童福祉サービスの状況	15
(9) 障がい福祉計画の目標の達成状況	16
(10) アンケートからみる現状と課題	17
(11) 団体・事業所ヒアリングからみる現状と課題	26
第3章 計画の基本事項	28
(1) 基本理念	28
(2) 基本目標	28
(3) 障害者計画の施策体系	29
第4章 障がい者基本計画（第3次豊明市障がい者福祉計画）	30
基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり	30
(1) 子どもに対する教育・啓発の実施	31
(2) 多様な障がいや特性への理解促進	31
(3) 地域における交流・共生の促進	31
(4) 合理的配慮の提供促進	32
基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり	33
(5) サービス利用のための支援の充実	34
(6) 障がい福祉サービス等の充実	34
(7) 相談体制の充実	35
(8) 総合的なサービス提供体制の整備	35

基本目標 3 健やかに暮らせる保健・医療の充実 .....	36
(9) 心の健康づくりの推進 .....	37
(10) 障がいのある人の健康管理への支援 .....	37
(11) 医療にかかる経済支援の実施 .....	37
基本目標 4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実 .....	38
(12) 障害の早期発見・早期療育への支援 .....	39
(13) 小中学校における特別支援教育の実施 .....	39
(14) 障がい児への児童福祉サービスの充実 .....	40
基本目標 5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進 .....	41
(15) 就労支援の充実 .....	42
(16) 日中の居場所づくりへの支援 .....	42
(17) 移動に関する支援の充実 .....	42
基本目標 6 安全・安心な暮らしの確保 .....	44
(18) 障害者の権利を守る仕組みづくり .....	45
(19) 防災・災害時対策の充実・強化 .....	45
第 5 章 障害福祉計画（第 5 期豊明市障がい福祉計画） .....	46
(1) 基本指針見直しのポイント .....	46
(2) 障がい福祉サービス等の見込量 .....	47
(3) 地域生活支援事業の見込量 .....	55
第 6 章 障害児福祉計画（第 1 期豊明市障がい児福祉計画） .....	60
(1) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 .....	60
(2) 児童福祉サービス等の見込量 .....	60
(3) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握と提供体制の整備 .....	62
第 7 章 数値目標 .....	63
(1) 障がい福祉計画に係る成果目標 .....	63
(2) 障がい児福祉計画に係る成果目標 .....	66
第 8 章 計画の推進体制 .....	68
(1) 計画の推進体制 .....	68
(2) 計画の進捗管理の手法 .....	68
資 料 編 .....	69
(1) 策定の経過 .....	69
(2) 検討組織（名簿・要綱など） .....	69

# 第 1 章 計画の基本事項

## (1) 計画策定の背景

本市では、平成 20 年 3 月に、平成 20 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 2 次豊明市障害者福祉計画」を策定し、様々な障がい者福祉施策を推進してきました。平成 26 年 3 月にはこの計画の中間見直しを行い、社会情勢の変化やニーズの多様化に対応してきました。

また、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として策定する「障害福祉計画」は、本市においても平成 18 年度から 3 年ごとに策定しています。

国の障がい者福祉施策は、平成 26 年に「障害者権利条約」の批准と、それを契機とした国内法の整備・改正が行われたことにより大きく進展しました。平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行され、共生社会の実現に向けた取組がより一層推進されており、障がいの権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法改正等が進んでいます。

新たな国等の動向を踏まえた取組を進める必要があることに加え、平成 29 年度に「第 2 次豊明市障害者福祉計画」及び「第 4 期豊明市障害福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの本市の障がい者福祉施策の取組を検証し、見直しを行うとともに市民ニーズ等を把握した上で、新たな計画を策定していく必要があります。

### ■近年の動向

年	内容
平成 22 年	・「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」成立（障害者自立支援法等の改正）
平成 23 年	・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案」成立（障害者虐待防止法の成立）
平成 24 年	・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律案」成立（障害者優先調達法の成立）
平成 25 年	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（障害者差別解消法の成立） ・「障害者基本計画（第 3 次）」閣議決定
平成 26 年	・「障害者権利条約」の批准
平成 28 年	・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立

## (2) 計画策定の趣旨

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる「共生社会」の実現に向けて、本市における障がい者福祉施策の総合的な推進を図ることを目的に策定します。

また、計画策定にあたっては、アンケート、ヒアリング、パブリックコメントなどを通じ、障がいのある人やその家族・支援者、市民の声の把握に努めます。

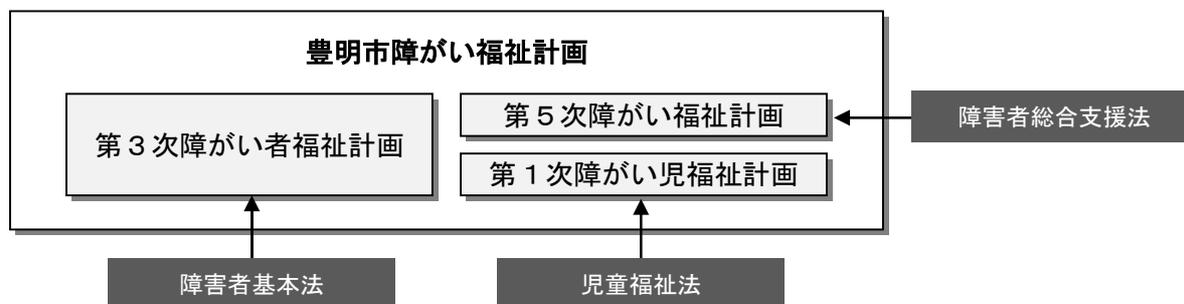
## (3) 計画の位置付け

本計画は、「第3次豊明市障がい者福祉計画」と、「第5期豊明市障がい福祉計画」及び「第1期豊明市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）として位置づけられるものであり、本市における障がい者福祉施策の基本的な理念と取組の方針を明らかにしたものです。

また、本計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び改正児童福祉法第33条の20（平成30年4月施行）に基づく「市町村障害児福祉計画」として、本市における障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の充実と支援体制の計画的な整備の方向性を示したものです。

### ■計画の構成イメージ



## (4) 計画の期間

本市における障がい者福祉施策の基本的な考え方や方針を示す「第3次豊明市障がい者福祉計画」の計画期間は平成30(2018)年度から平成35(2024)年度までの6年間とします。

「第5期豊明市障がい福祉計画」及び「第1期豊明市障がい児福祉計画」の計画期間は平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。

なお、「第3次豊明市障がい者福祉計画」該当部分については、平成32(2020)年度に「障がい福祉計画」の見直しと合わせて改定します。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
第3次豊明市障がい者福祉計画				■	■	■	■	■	■	
第5期豊明市障がい福祉計画				■	■	■	■	■	■	
第1期豊明市障がい児福祉計画				■	■	■	■	■	■	

## (5) 他計画との関連

本計画は、市の上位計画・関連計画との整合を図り、策定します。

さらに、本計画の策定にあたっては、国、県等の計画との整合を図るとともに、障がい福祉計画と障がい児福祉計画に係る部分に関しては厚生労働省が示す基本指針に基づき策定します。

### ■豊明市の上位計画・関連計画

- 第5次豊明市総合計画（平成28年度～平成37年度）
- 豊明市地域福祉計画（平成22年度～平成31年度）
- 豊明市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）
- 豊明市介護保険事業計画（平成27年度～平成31年度）

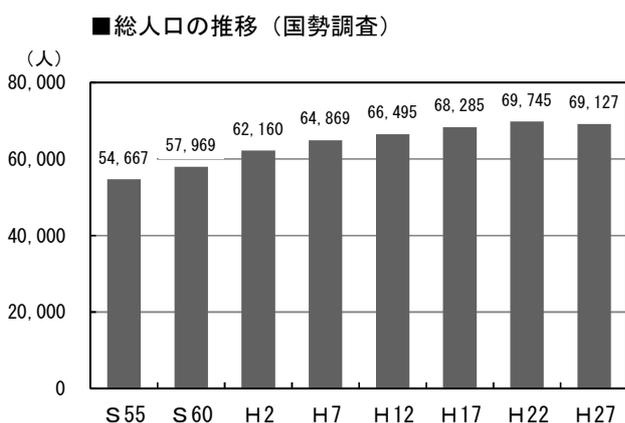
# 第 2 章 豊明市の障がい者を取り巻く状況

## (1) 人口の推移

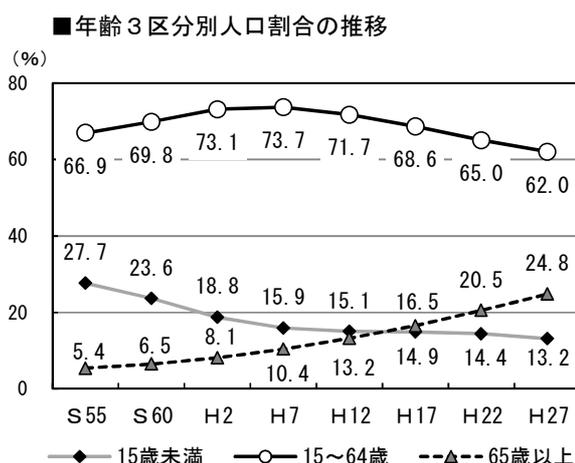
国勢調査によると、本市の総人口は順調に増加してきましたが、平成 22 年の 69,745 人をピークに減少傾向にあります。年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、平成 17 年以降、15 歳未満人口の割合を 65 歳以上の割合が上回っており、少子高齢化が進行していることがわかります。

また、住民基本台帳の人口をみると、平成 25 年までは人口の微減傾向が続きましたが、以降、再び微増傾向にあります。

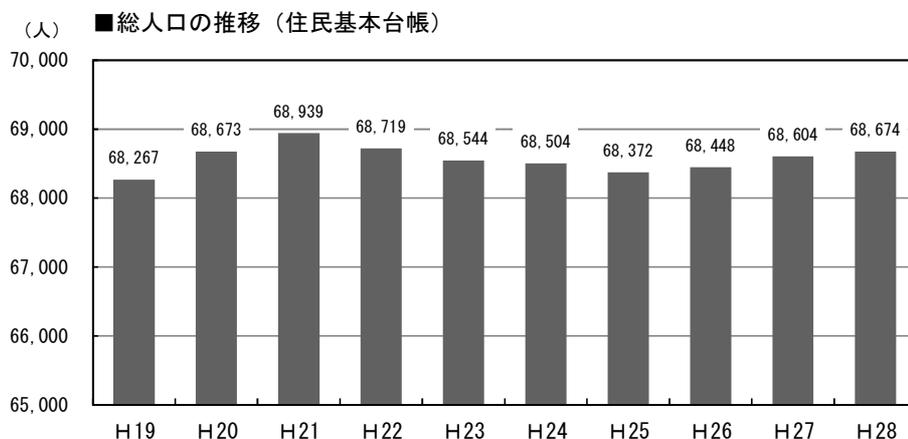
平成 27 年度に豊明市が策定した「豊明市人口ビジョン」によれば、現状のまま推移した場合、2020 年以降は市の人口が減少することが見込まれています。しかし、駅前マンション分譲、計画予定の区画整理事業、既存住宅活用等の施策を積極的に進めることで、人口を維持するとともに減少をくい止めることとしています。



資料：国勢調査（年齢「不詳」を含む。）



資料：国勢調査（割合は、分母から不詳を除いて算出している。）



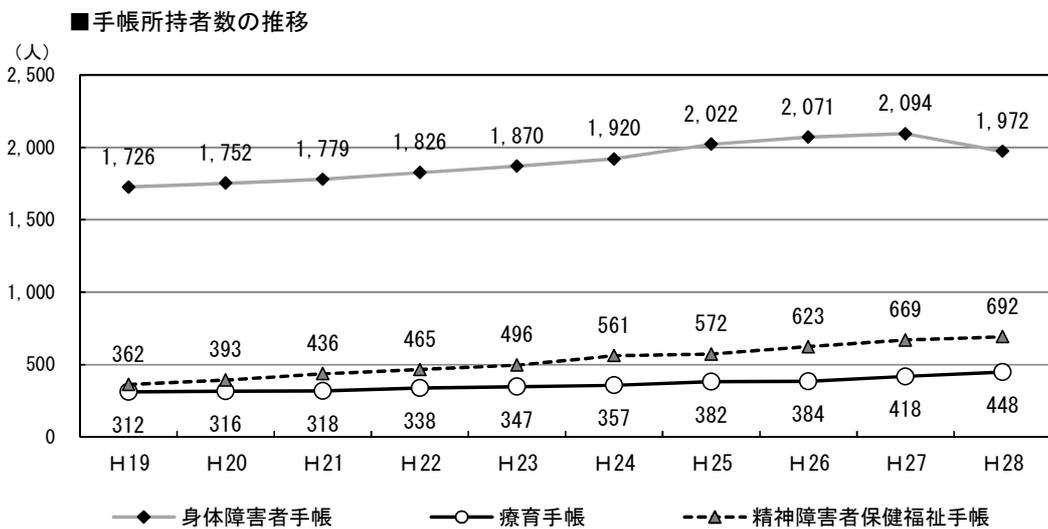
資料：とよあけの統計※各年 3 月末現在。平成 27、28 年のみ 4 月 1 日時点。

## (2) 手帳所持者数の状況

### ①手帳別の所持者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年までは増加していましたが、平成 28 年に減少しました。療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はともに増加傾向にあります。平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間で、身体障害者手帳所持者数は 1.14 倍、療育手帳所持者数は 1.44 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 1.91 倍に増加しています。総人口の増加率は、同期間で 1.01 倍であるため、手帳所持者の方が、より増加率が高いことがわかります。

総人口に占める手帳所持者の割合は、平成 28 年で身体障害者手帳所持者 2.9%、療育手帳所持者 0.7%、精神障害者保健福祉手帳所持者 1.0%となっており、10 年間でいずれもその割合が増加しています。



資料：とよあけの統計

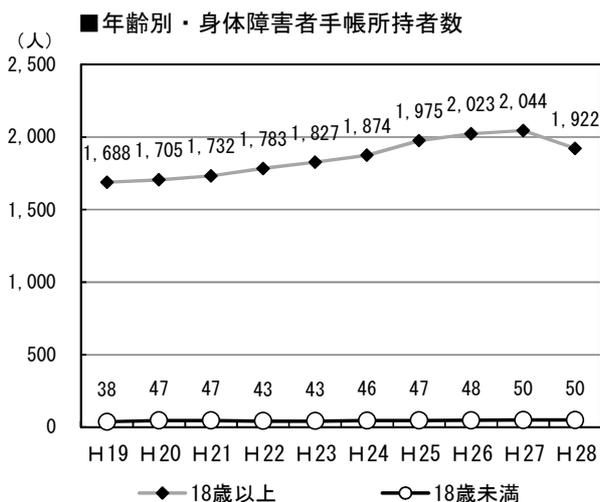
### ■総人口に占める各手帳所持者数の割合 (単位：%)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
身体障害者手帳	2.5	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	3.0	3.0	3.1	2.9
療育手帳	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7
精神障害者保健福祉手帳	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0

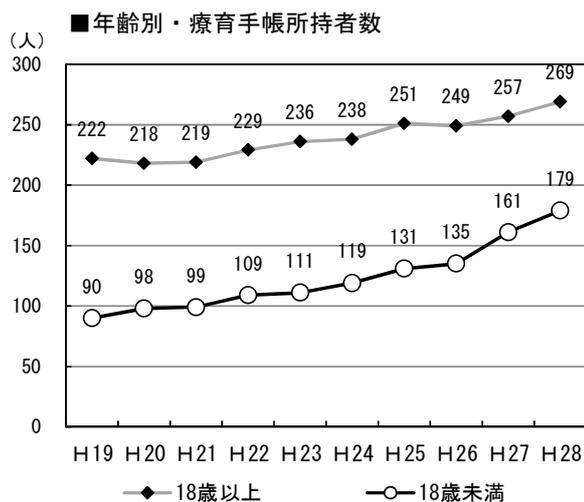
### ②年齢別の手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数と療育手帳所持者数を 18 歳以上と 18 歳未満の年齢に区分してみると、身体障害者手帳所持者数はそのほとんどが 18 歳以上となっており、18 歳未満の人はこの 10 年間 40～50 人前後と、身体障害者手帳所持者全体の 2～3%の割合となっています。

療育手帳においては 18 歳未満の人が増加しています。療育手帳所持者に占める 18 歳未満の人の割合は、平成 19 年では 28.8%でしたが、平成 28 年では 40.0%となっています。



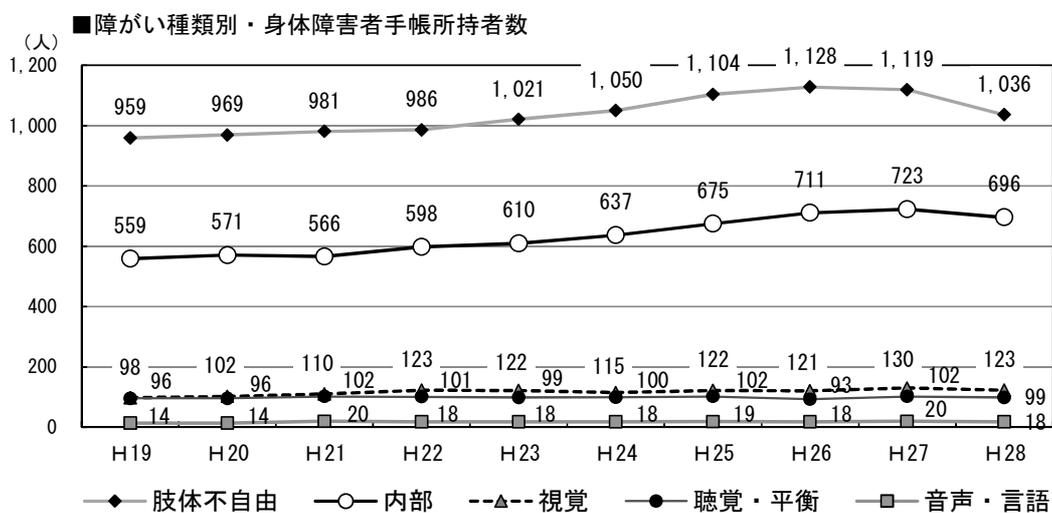
資料：とよあけの統計



資料：とよあけの統計

### ③身体障害者手帳所持者の種別

身体障害者手帳所持者を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」「内部」が多くなっており、ともに平成26年、27年まで増加傾向にありましたが、近年は減少に転じています。その他の障がいについては10年間で大きな変動はありません。



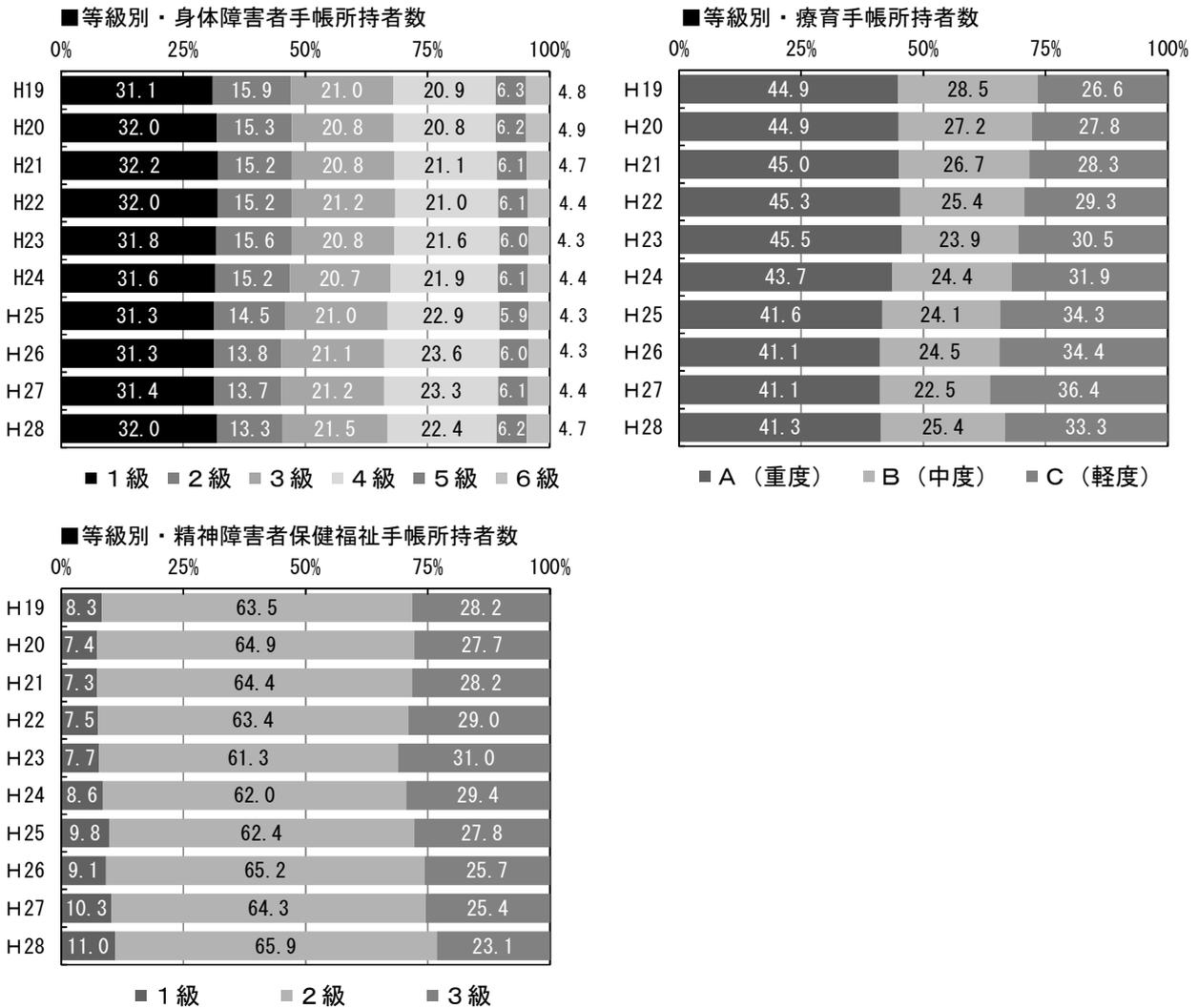
資料：とよあけの統計

■身体障害者手帳所持者数の障がい種類別の割合（単位：％）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
肢体不自由	55.6	55.3	55.1	54.0	54.6	54.7	54.6	54.5	53.4	52.5
内部	32.4	32.6	31.8	32.7	32.6	33.2	33.4	34.3	34.5	35.3
視覚	5.7	5.8	6.2	6.7	6.5	6.0	6.0	5.8	6.2	6.2
聴覚・平衡	5.6	5.5	5.7	5.5	5.3	5.2	5.0	4.5	4.9	5.0
音声・言語	0.8	0.8	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	1.0	0.9

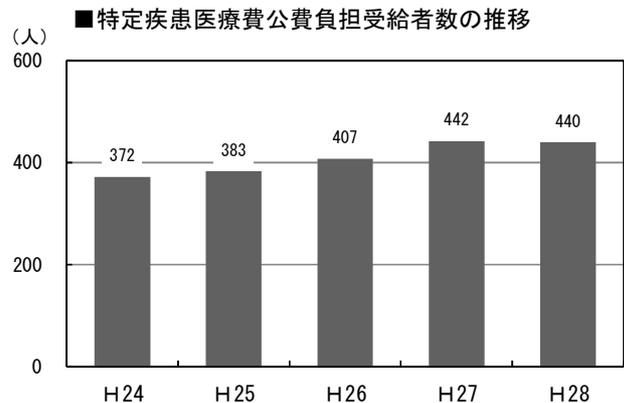
#### ④等級別の手帳所持者の状況

各手帳所持者の等級別の推移をみると、療育手帳ではやや「C（軽度）」の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、重度である「1級」の割合が微増していますが、「2級」「3級」が大部分を占めています。



#### (3) 特定疾患医療受給者（難病患者）

特定疾患医療費の受給者数は継続して増加傾向にあります。医療費助成の指定難病の種類は段階的に増加しており、平成29年8月現在では358疾病が指定されています。

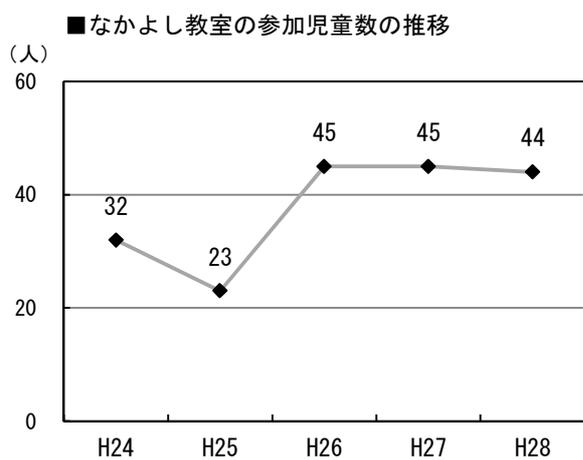


資料：瀬戸保健所

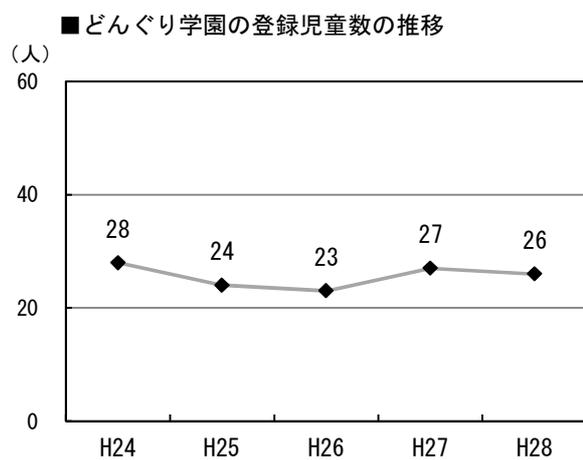
## (4) 障がいのある児童生徒の状況

### ① なかよし教室、どんぐり学園の状況

幼児健診事後フォロー教室であるなかよし教室は、近年、参加児童数が増加しています。また心身障害児母子通園施設であるどんぐり学園は、毎年、登録児童数が定員（20人）を超過しています。



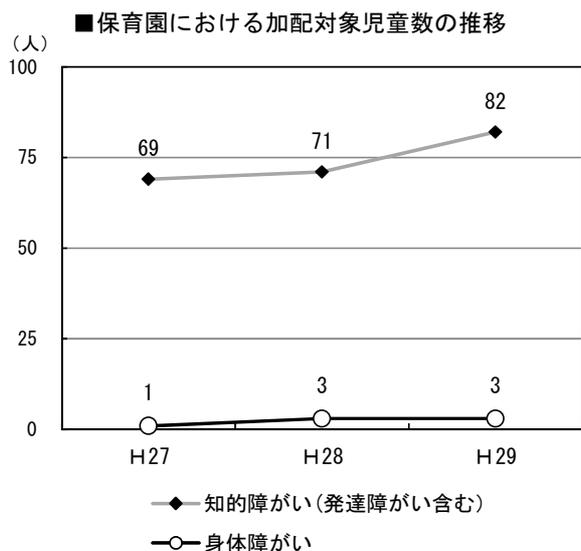
資料：児童福祉課



資料：児童福祉課

### ② 保育園の状況

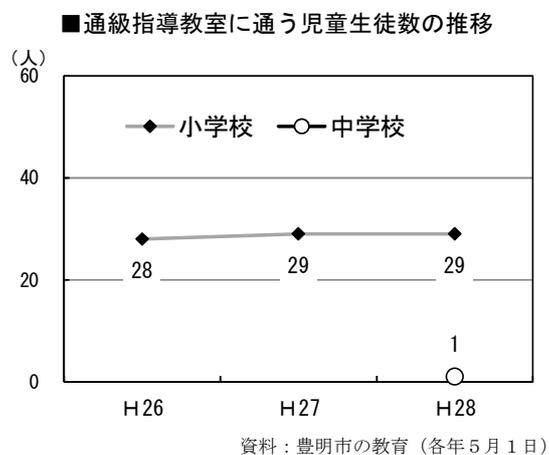
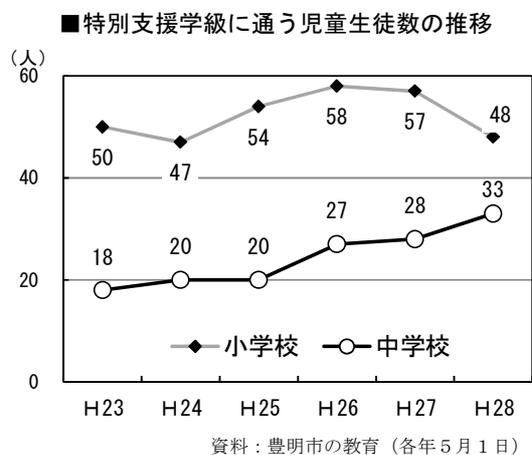
保育園における加配対象児童の推移をみると、知的障がい（発達障がいを含む）のある児童は増加傾向にあります。



資料：児童福祉課

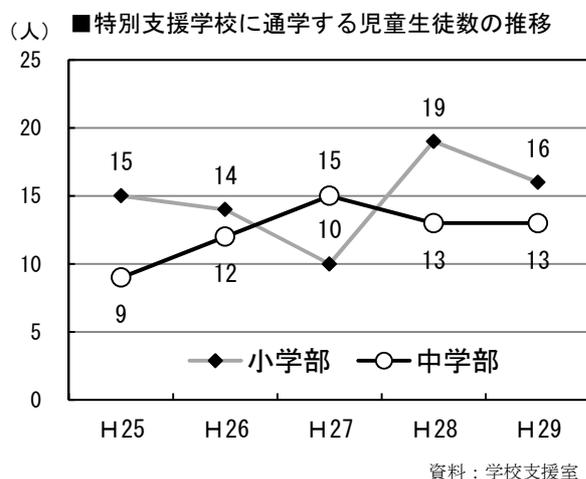
### ③特別支援学級・通級教室の児童生徒の状況

特別支援学級に通う児童生徒数は、小学校では増減を繰り返しつつ、50人前後で推移していますが、中学校では増加傾向にあります。



### ④特別支援学校の児童生徒の状況

市外の特別支援学校に通学している児童生徒数は、増減を繰り返しながら、全体としては増加傾向にあります。



■特別支援学校の高等部の生徒数

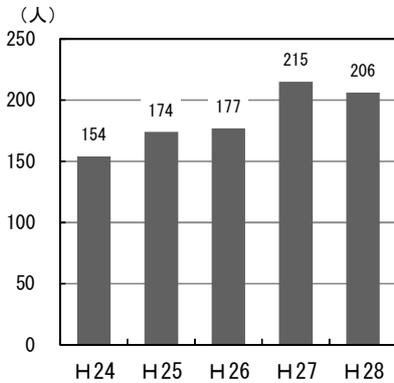
	人数
高校1年生	8人
高校2年生	8人
高校3年生	7人
合計	23人

平成29年10月1日現在

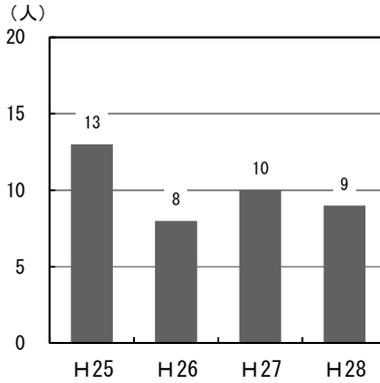
## (5) 自立支援医療の状況

更生医療、精神通院医療の受給者数は増加傾向にあり、特に精神通院医療の受給者数で増加率が高くなっています。

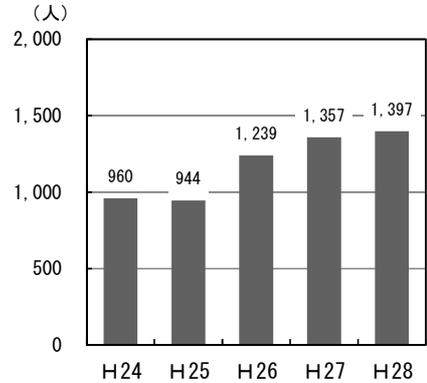
■更生医療受給者数の推移



■育成医療受給者数の推移



■精神通院医療受給者数の推移



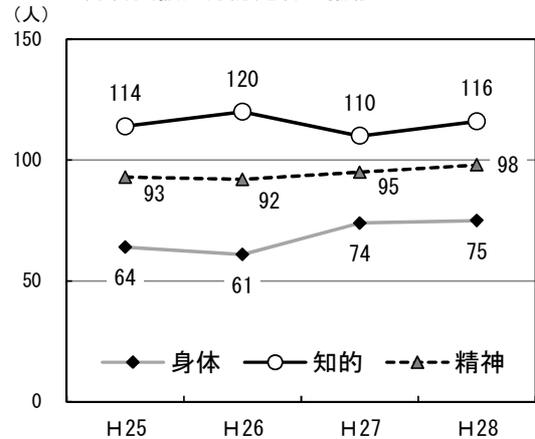
## (6) 障害支援区分の状況

障害支援区分は、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す尺度です。

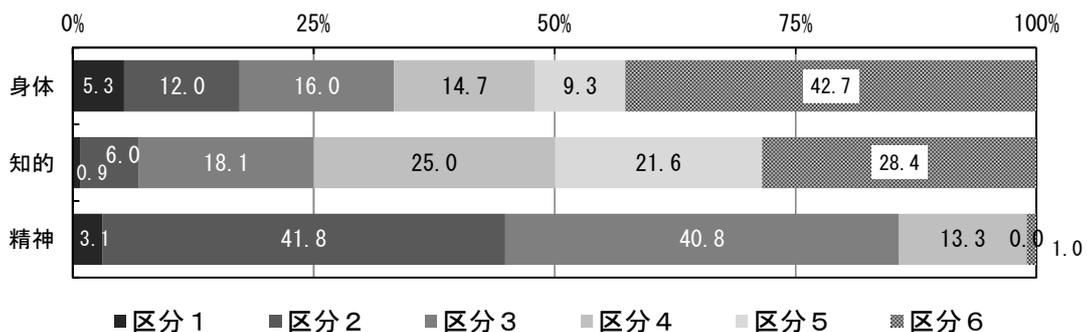
本市の障害支援区分の認定者は知的障がい者で最も多く、次いで精神障がい者、身体障がい者が続いています。

3障がい別に障害支援区分の区分1～区分6までの割合をみると、身体障がい者、知的障がい者では支援の度合いが高い区分5、6の割合が高くなっており、精神障がい者では区分3までの割合が多くなっています。

■障害支援区分認定者の推移



■障害支援区分認定者の区分の割合の推移



## (7) 障がい福祉サービス利用の状況

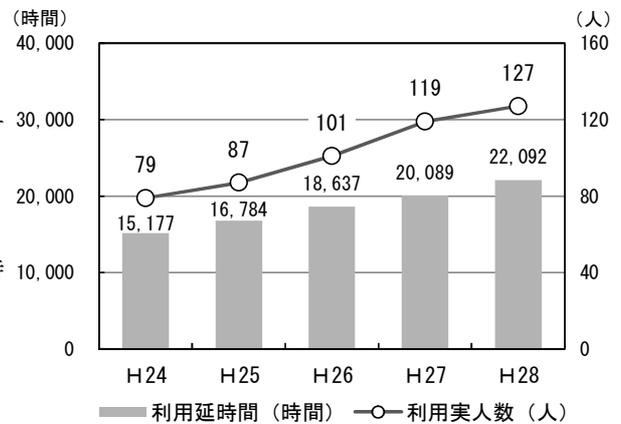
本市における障がい福祉サービスの利用状況は、次のようになっています。(事業所数は平成 29 年 8 月時点のものです。)

### ①居宅介護 (ホームヘルプ)

「居宅介護 (ホームヘルプ)」は自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。利用者数は、近年増加傾向にあります。

平成 28 年度の実績では、1 人あたりの平均利用時間は 174 時間/月となっています。

市内事業所数… 5 事業所

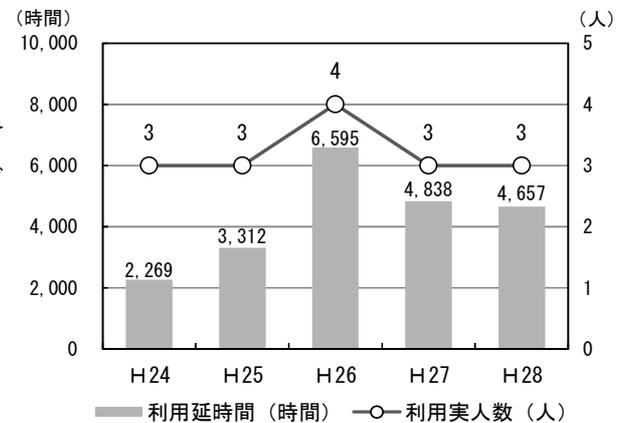


### ②重度訪問介護

「重度訪問介護」は重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に長時間の介護や外出の支援など総合的に行うサービスです。

近年の利用者数は 3 人～ 4 人となっています。

市内事業所数… 5 事業所

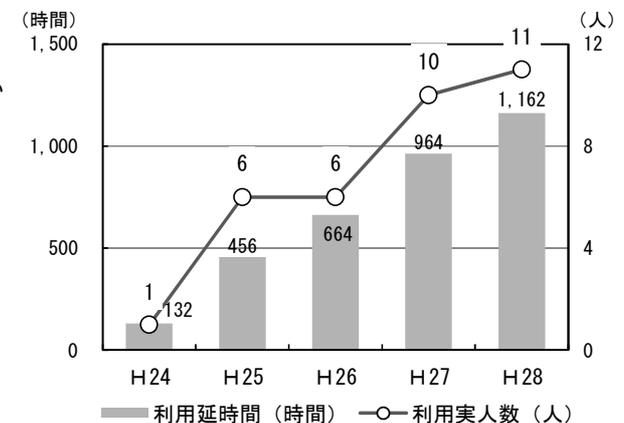


### ③同行援護

「同行援護」は視覚障がいにより、移動に著しい困難がある障がい者に、移動に必要な情報を提供し、必要な介護等の支援を行うサービスです。

利用者数は、近年増加しています。

市内事業所数… 3 事業所

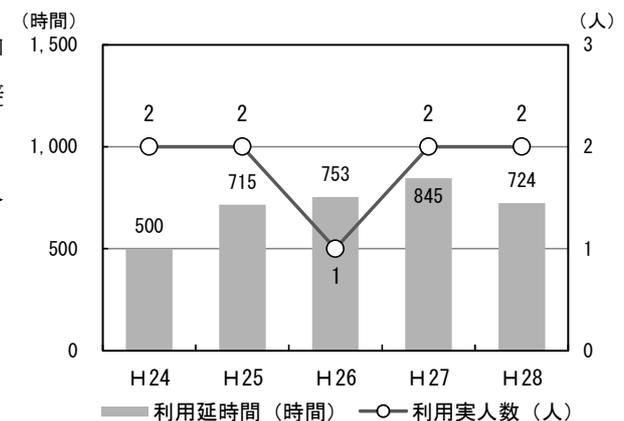


### ④行動援護

「行動援護」は自己判断能力が制限されている知的障がい者や精神障がい者の外出の際に危険を回避するための支援を行うサービスです。

近年の利用者数は 1 人～ 2 人となっており、1 人あたりの平均利用時間はやや増加傾向にあります。

市内事業所数… 1 事業所



## ⑤重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、ALS患者（全身の筋力がなくなる難病）等のように非常に重度の障がい者に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

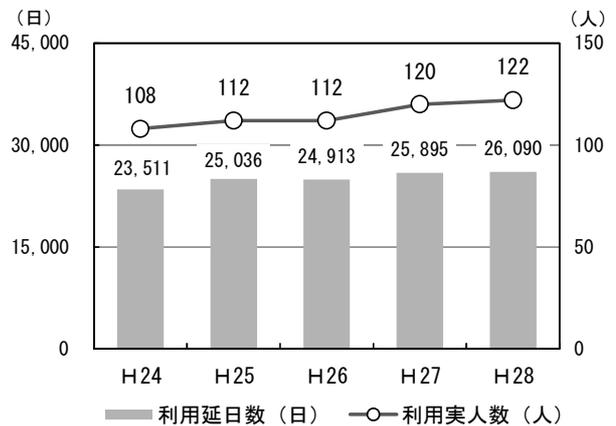
本市では、平成24年度から平成28年度までの5年間にサービスを利用した人はおらず、事業所もありません。

## ⑥生活介護

「生活介護」は重度の障がい者が、日中、施設において生活の支援や身体介護を受けるものです。在宅の方が通所として利用する場合と施設入所の方が入所中の日中支援として利用する場合があります。

近年の利用者数は増減があるものの、概ね増加傾向にあります。

市内事業所数…3事業所

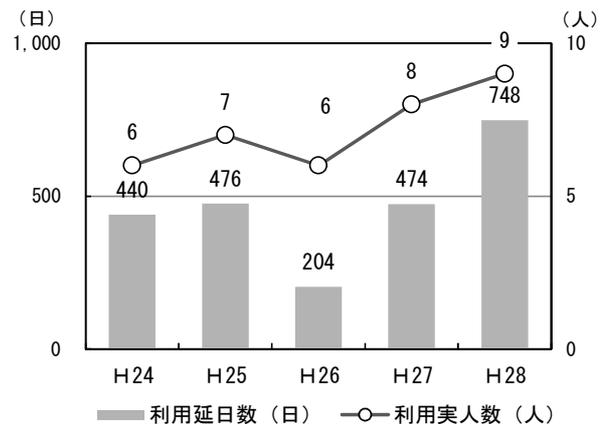


## ⑦自立訓練（機能訓練・生活訓練）

「自立訓練」は、自立した日常生活または社会生活ができるよう、機能訓練や生活訓練を行います。

機能訓練、生活訓練を合わせて、利用者数は増加傾向にあります。

市内事業所数…0事業所

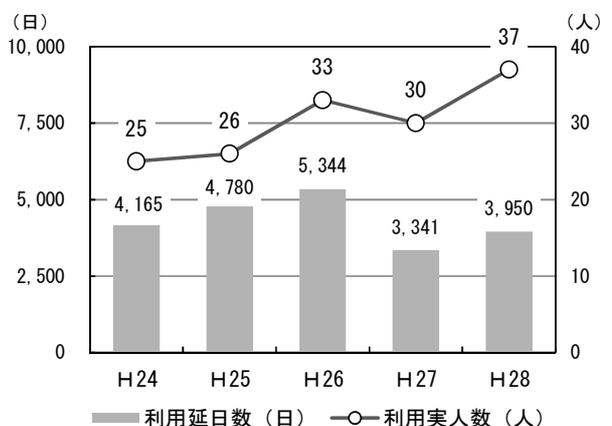


## ⑧就労移行支援

「就労移行支援」は障がい者が一般の企業に就職し、働き続けることができるように、訓練や支援を行います。

近年の利用者数は増加傾向にありますが、利用日数は減少しており、1人あたりの利用日数が減っています。

市内事業所数…1事業所

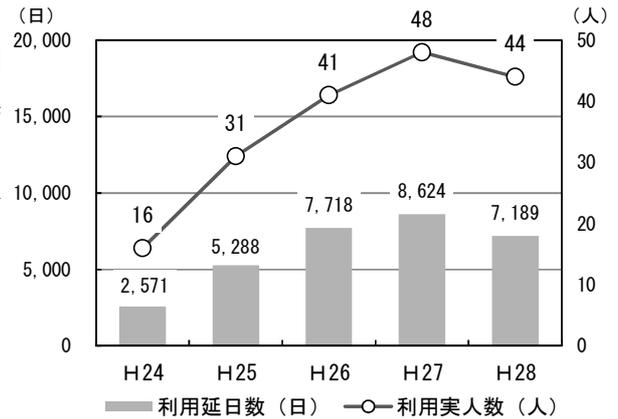


### ⑨就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は一般企業での就労が困難な人のうち、適切な支援があれば雇用契約等に基づく就労が可能な人を対象に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

近年の利用者数は平成27年度まで大きく増加しましたが、平成28年度にやや減少しています。

市内事業所数…2事業所

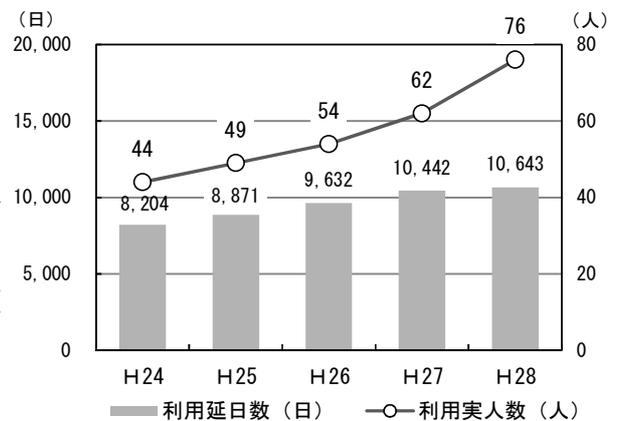


### ⑩就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は通常の事業所に雇用されることが困難な人に、活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

近年は利用者数、利用日数ともに継続して増加傾向となっています。

市内事業所数…6事業所

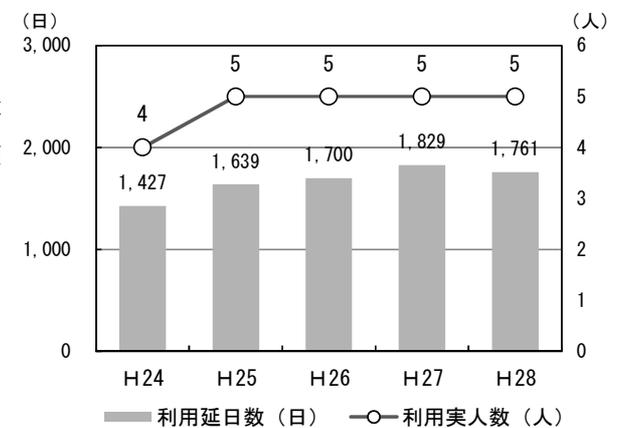


### ⑪療養介護

「療養介護」は医療的と介護を常時必要とする障がい者に、療養病床での長期入院により、機能訓練や療養上の管理、介護を行います。

近年の利用者数はほぼ横ばいとなっており、大きな変動はありません。

市内事業所数…0事業所

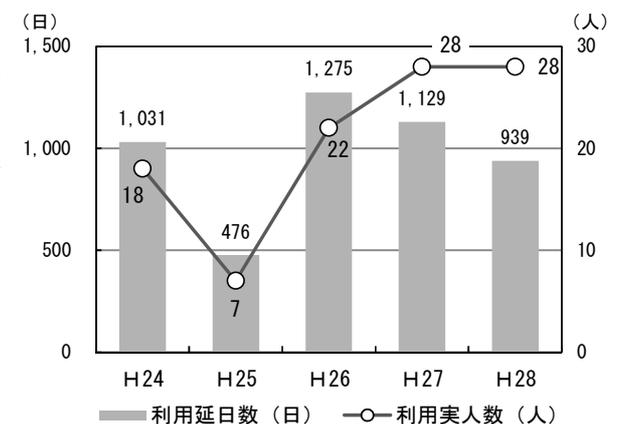


### ⑫短期入所

「短期入所」は宿泊を伴って短期間、施設で障がい者を預かり支援します。

近年の利用者数は平成26年度以降20人～30人で推移しています。

市内事業所数…6事業所

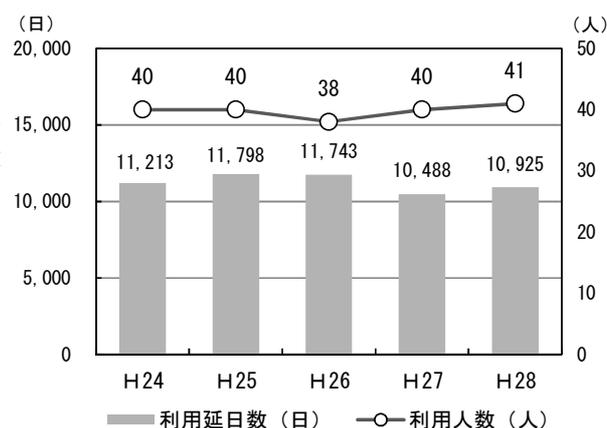


### ⑬共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助」は障がい者が共同生活を送る住居で、主として夜間において相談や介護などの必要な日常生活上の援助を受けます。

近年の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

市内事業所数… 4 事業所

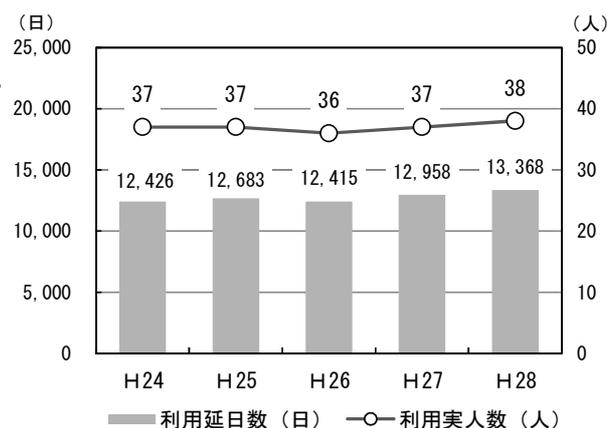


### ⑭施設入所支援

「施設入所支援」は施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

近年の利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

市内事業所数… 1 事業所

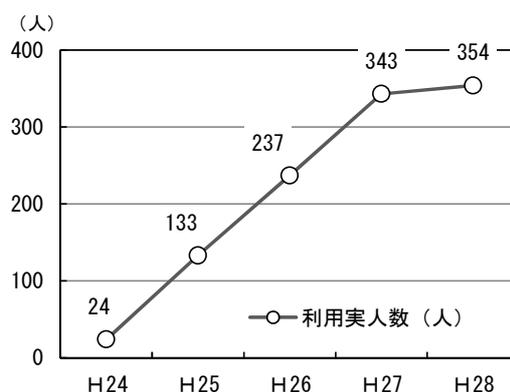


### ⑮計画相談支援

「計画相談支援」は、サービス利用にあたって、利用するサービスの種類や内容に関する「サービス等利用計画」の作成を行います。平成 24 年 4 月から支給決定プロセスの見直しにより、指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成することになりました。

利用者数は増加傾向にあります。

市内事業所数… 6 事業所



### ⑯地域移行支援・地域定着支援

地域移行支援は、施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援を行います。地域定着支援は、単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態に相談等の必要な支援を行います。

どちらのサービスも、本市における利用者はありません。

市内事業所数…各 1 事業所

## (8) 児童福祉サービスの状況

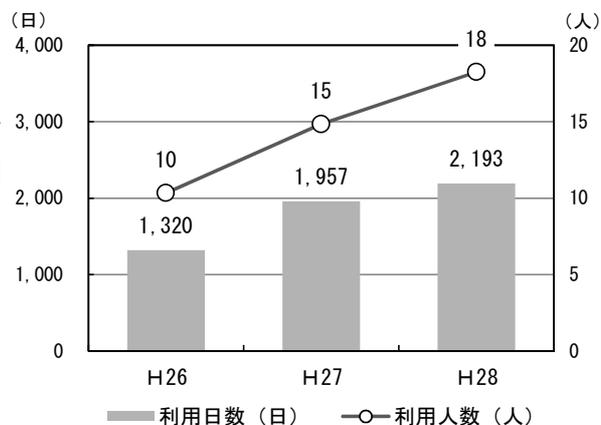
本市における障がいのある児童を対象としたサービスの利用状況は、次のようになっています。  
(事業所数は平成 29 年 8 月時点のものです。)

### ① 児童発達支援

「児童発達支援」は障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行うものです。

近年は、利用者数、利用日数ともに継続して増加傾向にあります。

市内事業所数… 2 事業所



### ② 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」は上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

利用者数は、平成 26 年度、27 年度は 1 人、平成 28 年度の利用はありません。

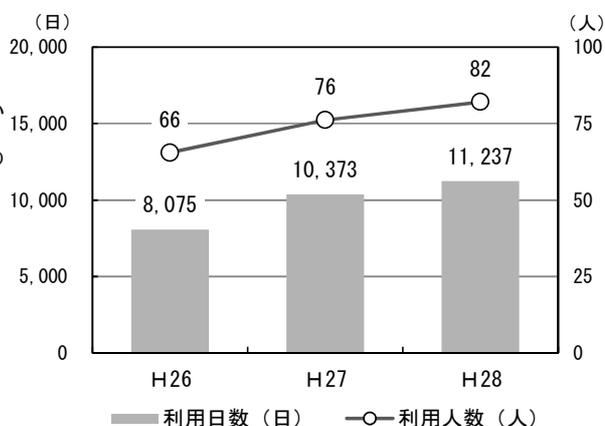
市内事業所数… 0 事業所

### ③ 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は学校通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中に生活能力向上のために必要な訓練等を行うものです。

近年の利用者数は、増加傾向にあります。

市内事業所数… 5 事業所

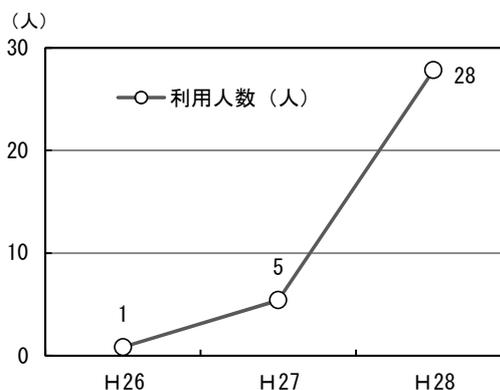


### ⑤ 障害児相談支援

「障害児相談支援」は障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

通所支援等のサービス利用者のほとんどに支援を行うようになってきています。

市内事業所数… 3 事業所



## (9) 障がい福祉計画の目標の達成状況

「豊明市障害福祉計画（第4期）」では、平成29年度を目標として次の数値目標を設定しました。実績と比較したそれぞれの達成状況は次のとおりです。

### ①施設入所者の地域生活への移行

項目	第4期計画目標	実績
平成25年度末の施設入所者数	36	
平成29年度末の施設入所者数	34	36 (平成28年度末現在)
削減見込み数	2	0
地域生活移行者数	8	0 ※平成25年度に1人実績あり
		<b>未達成</b>

### ②福祉施設から一般就労への移行

項目	第4期計画目標	実績
平成24年度の年間一般就労移行者数	5	
平成29年度の年間一般就労移行者数	10	19 (平成28年度)
		<b>達成</b>

### ③地域生活支援拠点等の整備

項目	第4期計画目標	実績
平成29年度末の整備数	1 豊明市単独	0 (H29.10.1時点)
		<b>未達成</b>

### ④就労移行支援事業の利用者数と一般就労移行達成割合

項目	第4期計画目標	実績
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数	27	
平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	44	11 (H29.4.1時点)
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	50%
		<b>一部達成</b>

## (10) アンケートからみる現状と課題

### ①アンケートの実施概要

アンケート調査は、市民や障がいのある人の意識や実態、福祉サービスに対するニーズ等を把握し、障がい福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

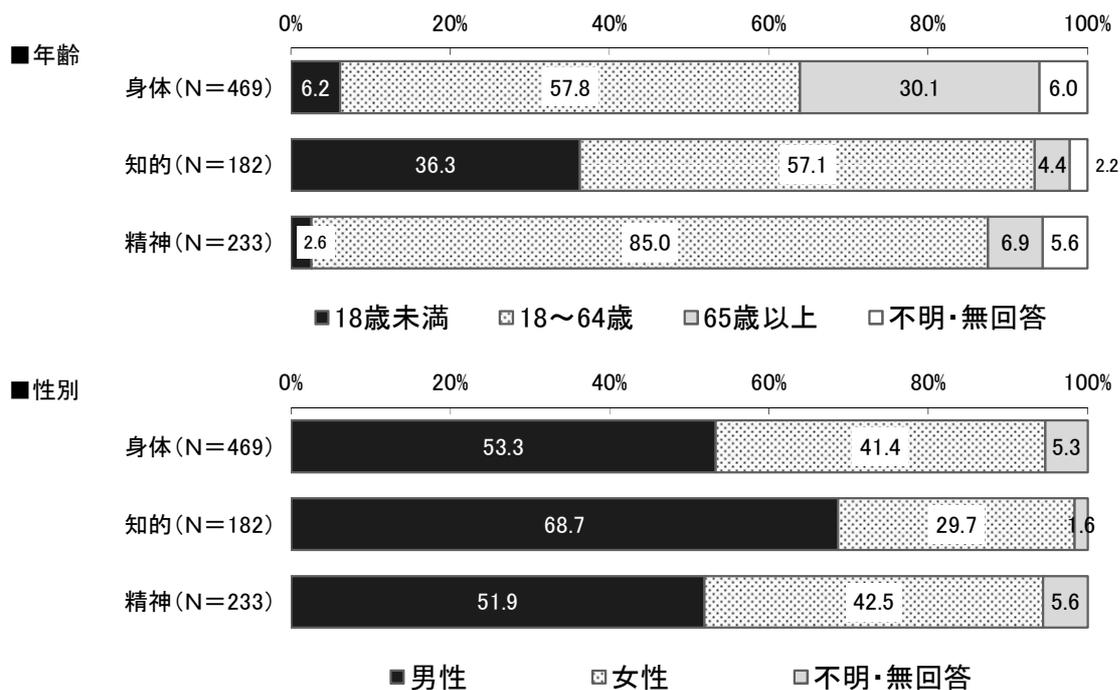
区分	内容
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者 1,672 人 20 歳以上の市民から無作為に抽出した 1,000 人
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 28 年 9 月
回収数	障がいのある人：822（回収率 49.2%） 市民：343（回収率 34.3%）

※グラフ中の「N」とは、Number of Cases の略で、各設問に該当する回答者総数を表します。  
※四捨五入の関係で、単数回答の質問であっても合計が 100%にならない場合があります。

### ②障がい者へのアンケート結果

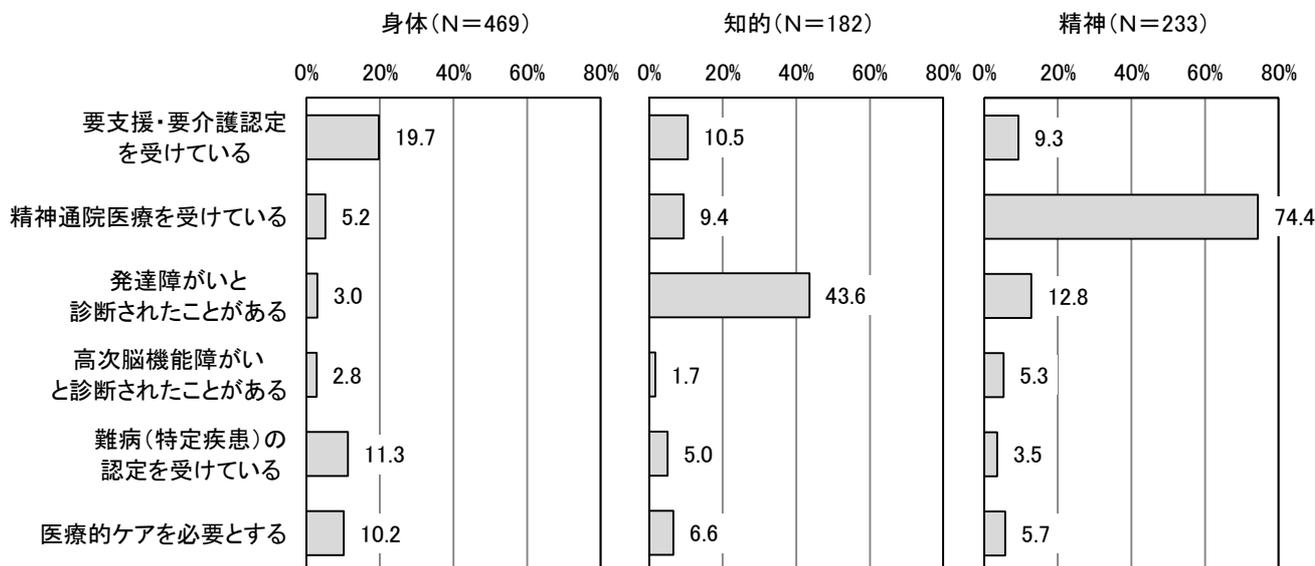
#### ア 回答者の属性

回答者の年齢は、身体障がいのある人で「65 歳以上」の割合が、知的障がいのある人で「18 歳未満」の割合がそれぞれ高くなっています。回答者の性別は、知的障がいのある人で「男性」の割合が高くなっています。



アンケートから、回答者のうち次の事項に該当する割合を確認しました。特に精神障がいで「精神通院医療を受けている」、知的障がい「発達障がいと診断されたことがある」割合が高くなっています。「医療的ケアを必要とする」人の割合は、身体障がいのある人で 10.2%となっています。

■認定や診断等を受けているもの（受けている、診断されている人の割合）



手帳所持者であっても、それぞれの障がいの特性は千差万別であり、個々の状況やニーズに対応したきめ細かなサービス提供や支援が求められています。特に医療的ケアを必要とする障がいのある人においては、サービスの利用などにおいて困難がみられる場合があります。

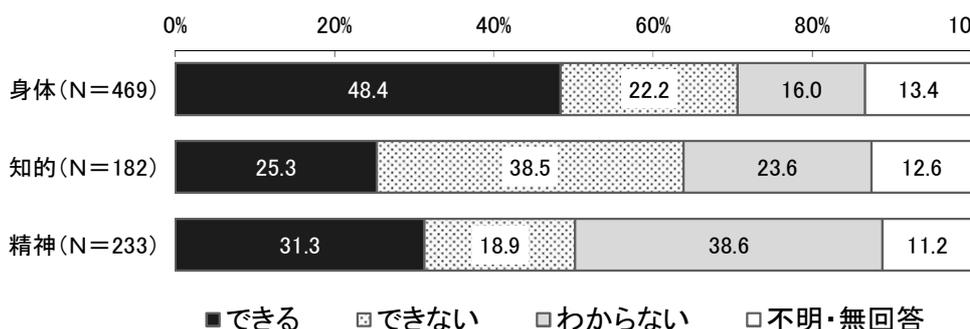
イ 主に介助している人の状況

アンケートによると、主な介助者は、知的障がいのある人、精神障がいのある人で「父母・祖父母・兄弟」となっており、身体障がいのある人は「配偶者」の割合が高くなっています。

介助している家族等の年齢が 60 代以上の高齢である割合は、身体障がい 52.3%、知的障がい 34.6%、精神障がい 52.9% を占めています。

さらに、介助してくれる家族が急に入院するなど介助できなくなった時に、生活を続けていくことができると思いかたずねたところ、知的障がい「できない」が 38.5% と高くなっています。

■介助してくれる家族等が急に介助できなくなった時、今の住まいで生活を続けていくことができるか



■緊急時にそなえてどのような支援があるとよいと思うか（上位3位を抜粋）

区分	身体（N=469）	知的（N=182）	精神（N=233）
第1位	在宅支援（ホームヘルプなど）	福祉施設（入所、短期入所）	相談対応等
第2位	福祉施設（入所、短期入所）	相談対応等	医療的ケアや行動障がいなど障がい特性に対応できる施設
第3位	相談対応等	医療的ケアや行動障がいなど障がい特性に対応できる施設	在宅支援（ホームヘルプなど）

介助者の高齢化などを背景に、突発的に介助ができなくなった場合の障がいのある人の暮らしを心配する声が聞かれます。在宅生活を支援するサービスや、緊急時対応ができる短期入所施設の整備、相談体制等の充実が必要となっています。

## ウ 今後の暮らしの意向

希望する今後の生活の場所は、3障がいがいずれも「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が最も高くなっています。また、地域で生活するために必要な支援では、3障がいがいずれも「経済的な負担の軽減」が高くなっています。その他、身体障がいではサービスの充実、知的障がいではグループホームの確保、精神障がいでは相談や周囲の理解などが求められています。

■今後、5年以内で暮らしたいと思う場所（上位3位を抜粋）

区分	身体（N=469）	知的（N=182）	精神（N=233）
第1位	家族と一緒に自宅で暮らしたい	家族と一緒に自宅で暮らしたい	家族と一緒に自宅で暮らしたい
第2位	一人で暮らしたい	グループホームで暮らしたい	一人で暮らしたい
第3位	高齢者の入所施設で暮らしたい	一人で暮らしたい	その他

■地域で生活するために必要な支援（上位3位を抜粋）

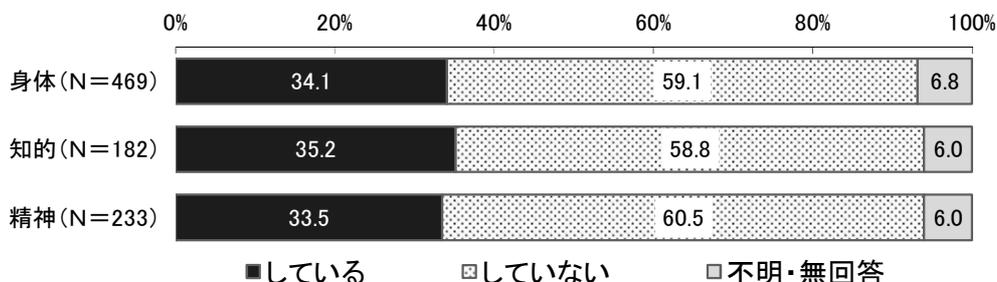
区分	身体（N=469）	知的（N=182）	精神（N=233）
第1位	経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減	経済的な負担の軽減
第2位	必要な在宅サービスが適切に利用できること	障害のある方が共同生活を行うグループホーム等の確保	相談対応等の充実
第3位	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	相談対応等の充実	地域住民等の理解

在宅での生活を希望する人が多くなっていますが、一人暮らしやグループホームへの入居についてもニーズがみられます。特に知的障がいのある人ではグループホームのニーズが高く、整備促進が求められます。また、地域での生活においては、特に知的障がい、精神障がいのある人で相談対応の充実を求める意見が多く聞かれます。

## エ 就労について

現在の就労状況では、3障がいにいずれも仕事を「している」割合が30%台となっています。その就労形態では、身体障がいは「正社員・正職員として他の職員と勤務条件等に違いはない」、知的障がいは「その他の福祉的就労（生活介護、地域活動支援センターなど）」、精神障がいは「企業などで臨時職員、アルバイト、パートとして働いている」がそれぞれ高くなっています。

### ■現在の仕事（福祉的就労を含む）



### ■障がいを持ちながら仕事をする必要だと思うか（上位3位を抜粋）

区分	身体 (N=469)	知的 (N=182)	精神 (N=233)
第1位	障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供	自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所	障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供
第2位	自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所	職場で障害に応じた介助や援助等が受けられること	自分ができる仕事を知ったり試したりできる場所
第3位	短時間勤務や勤務日数等の配慮	障がいがあっても働ける職場の求人情報の提供	短時間勤務や勤務日数等の配慮

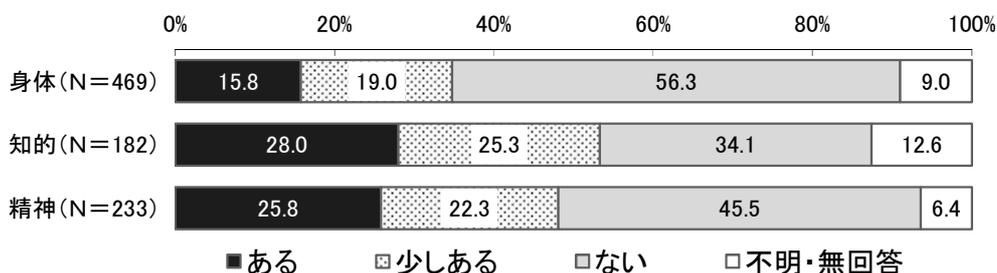
障がいによって、働くために必要となる支援は様々です。しかし、障がいの種類に関わらず求められていることは、「試すことができる場」「受け入れる職場の情報」「勤務日数・時間等の配慮」などとなっており、企業等との連携も図りながら対応を進めていく必要があります。

## オ 障がいへの理解について

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無では、「ある」「少しある」を合わせた割合が知的障がいで53.3%、精神障がいで48.1%と、ともに約半数を占め、高くなっています。

また、障がいに対する市民の理解を深めるために必要だと思うことをたずねたところ、「学校での障がいに関する教育や情報提供」「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」が高くなっています。

### ■障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるか



■障がいに対する市民の理解を深めるために、必要だと思うこと（上位3位を抜粋）

区分	身体（N=469）	知的（N=182）	精神（N=233）
第1位	学校での障がいに関する教育や情報提供	学校での障がいに関する教育や情報提供	障がいのある方の社会参加（就労・就学など）
第2位	障がいのある方の社会参加（就労・就学など）	障がいのある方の社会参加（就労・就学など）	学校での障がいに関する教育や情報提供
第3位	広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発	福祉施設の地域への開放や地域住民との交流	広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発

知的障がい、精神障がいのある人では、約半数の人が、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験を持っています。障害者差別解消法が施行されたことも踏まえ、広く市民に障がいへの理解を求めていく必要があります。なお、障がいに対する理解を深めるためには学校における教育を重要視する意見が多く聞かれており、子どもの頃から正しい認識を持つことが求められています。

## カ 相談・情報について

現在の生活で不安だと思うことについて、身体障がいでは「自分の健康や治療のこと」が、精神障がいでは「自分の健康や治療のこと」「生活費など経済的なこと」が高くなっています。なお、知的障がいでは「親がいなくなった後のこと」が63.7%と、突出して高くなっています。普段の相談相手はいずれの障がいでも「家族や親せき」に相談する割合が60%を超え、最も高くなっています。その他では「かかりつけの医師や看護師」「障害者相談支援事業所の相談員」「ホームヘルパーや支援員など利用中の施設の職員」でも割合が高くなっています。

また、現在の相談体制について思うことでは、「不満はない」とする割合が身体障がい、精神障がいでも最も高い割合を占めています。知的障がいでは「どこに相談したらよいかわからない」が最も高くなっています。

■現在の生活で不安なこと（上位3位を抜粋）

区分	身体（N=469）	知的（N=182）	精神（N=233）
第1位	自分の健康や治療のこと	親がいなくなった後のこと	生活費など経済的なこと
第2位	緊急時や災害時のこと	緊急時や災害時のこと	自分の健康や治療のこと
第3位	生活費など経済的なこと	自分の健康や治療のこと	親がいなくなった後のこと

本市の障がいのある人は、経済的なこと、健康のこと、緊急・災害のこと、親亡き後のこと、を不安に感じています。相談先としては日常的に利用する事業所や病院等が相談先として機能していることがわかりますが、相談体制については「どこに相談したらよいかわからない」という意見も聞かれており、相談窓口の周知や、相談支援事業におけるネットワークの強化などを進めていく必要があります。

## キ 子どもの療育・教育について

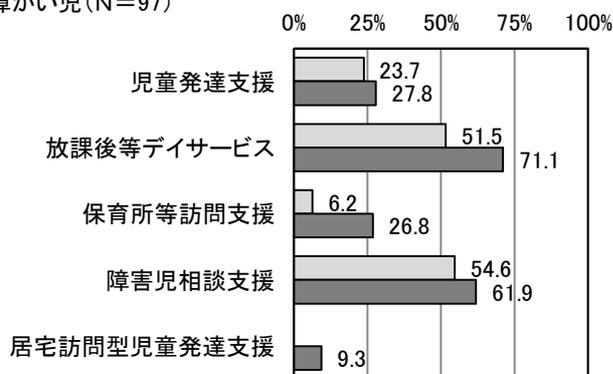
障がいのある子どもに対するサービスについては、「放課後等デイサービス」が利用状況、利用意向ともに高くなっています。現在利用しているサービスで改善してほしいものとしても「放課後等デイサービス」で意見が最も多く、その内容は「利用時間を拡大してほしい」というものが多くなっています。

保育園や幼稚園、学校生活を送る上で充実してほしいことは、「障がいに対する職員の理解促進」が77.3%で最も高く、次いで「進学・就職に関する支援」が71.1%となっています。

18歳になったときの進路の希望では、「一般企業に就職したい」が最も高いものの、「学校・大学・専門学校などに進学したい」「福祉施設に通所したい」「わからない」もそれぞれ20%程度を占めています。

■障がい児対象のサービスの利用状況と利用意向

障がい児 (N=97)

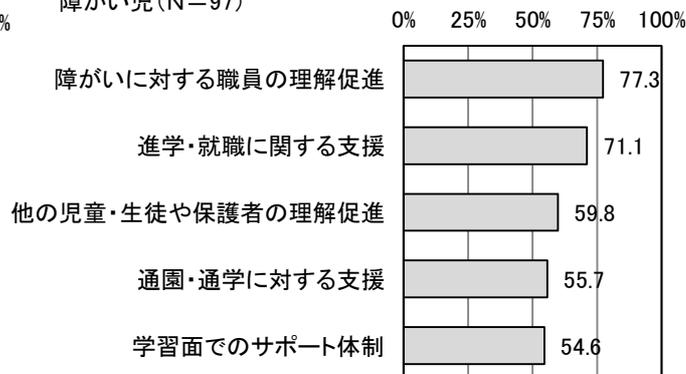


□利用している ■利用したい

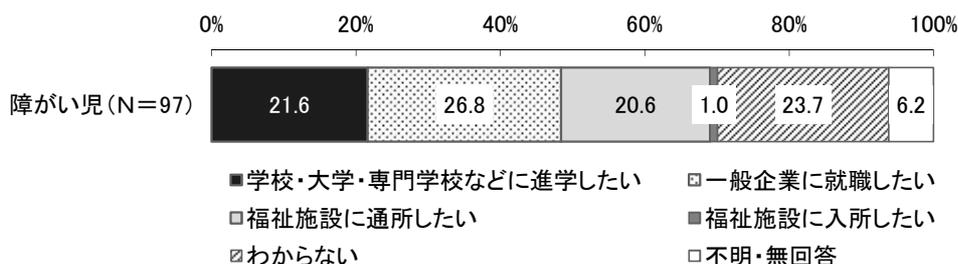
■保育園や幼稚園、学校で充実してほしいこと

(上位5位を抜粋)

障がい児 (N=97)



■18歳になったとき、どのような進路を希望するか



アンケート結果からは、障がい児に対するサービスの中でも「放課後等デイサービス」が今後も充実が求められるサービスであることがわかります。また、保育園・幼稚園や学校において求められていることは保育士や教諭等、職員の理解や進路への支援となっており、障がいのある子どもたちの進路の希望を叶えるためにも、保育・教育分野と福祉、労働の各分野間の連携を強化していく必要があります。

## ク 障がい福祉サービスについて

障がい福祉サービスの利用状況と利用意向をたずねたところ、実際の利用よりも利用したいとする希望が高いサービスは、身体障がいでは「短期入所（ショートステイ）」、知的障がいでは「就労継続支援（A型、B型）」、精神障がいでは「就労移行支援」となっています。また、平成30年度から開始される「自立生活援助」「就労定着支援」の利用ニーズをみると、「就労定着支援」において、知的障がいと精神障がいでは利用したいとする割合が50%を超えています。

### ■利用状況と利用意向の差が大きいサービス（上位5位を抜粋）

区分	身体（N=469）	知的（N=182）	精神（N=233）
第1位	短期入所（ショートステイ）	就労継続支援（A型、B型）	就労移行支援
第2位	重度訪問介護	短期入所（ショートステイ）	地域移行支援
第3位	地域定着支援	共同生活援助（グループホーム）	地域定着支援
第4位	移動支援	就労移行支援	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
第5位	日常生活用具給付	地域定着支援	計画相談支援

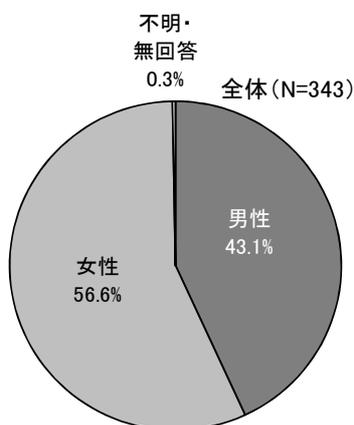
身体障がいのある人では短期入所などの緊急時の施設や在宅生活を支援する訪問介護、移動支援などのサービスが求められています。知的障がいのある人では、就労の場やグループホームなどの住まいの場が求められており、精神障がいのある人では、仕事や地域での生活を支えるサービスが求められています。これらの利用ニーズが高いサービスについて、今後も充実していく必要があります。

## ③市民へのアンケート結果

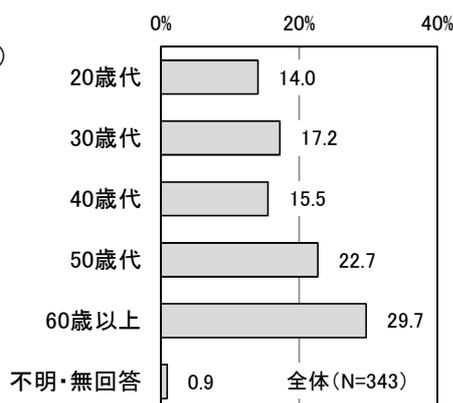
### ア 回答者の属性

回答者の性別は女性の方がやや多く、年齢は「60歳以上」の割合が最も高くなっています。これまでに障がいのある人と暮らしたり、遊んだり、学んだり、仕事をした経験の有無では、35.3%が「経験がない」と回答しています。

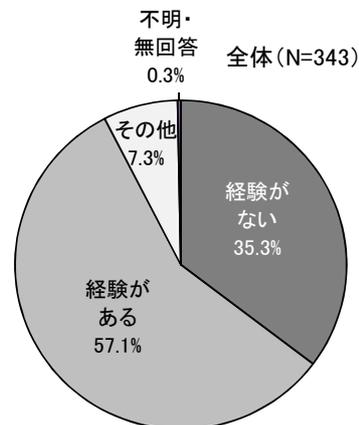
#### ■性別



#### ■年齢



#### ■障がいのある人と暮らしたり、遊んだり、学んだり、仕事をした経験

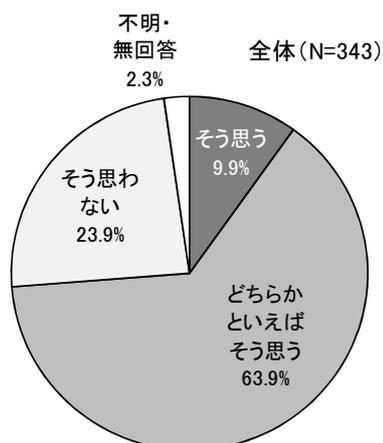


## イ 障がいのある方への理解や配慮について

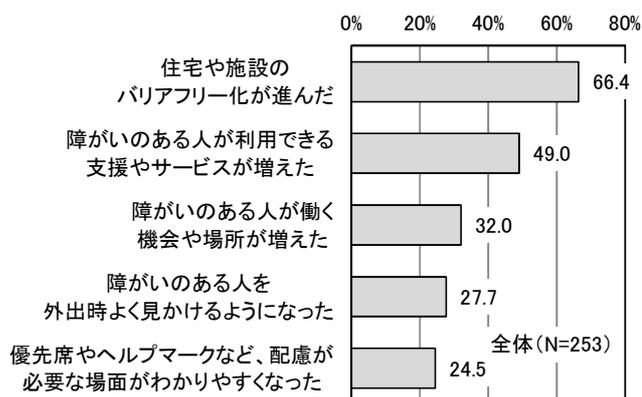
障がいのある人への配慮等が進んだと感じている市民の割合は73.8%と高くなっています。その内容については、「住宅や施設のバリアフリーが進んだ」が66.4%と突出して高くなっており、次いで「障がいのある人が利用できる支援やサービスが増えた」が49.0%となっています。

しかし、障がいを理由とする差別があると思うかたずねたところ、「ある」が79.0%となっており、その内容は「仕事や収集」「まちなかでの視線」などが多くなっています。

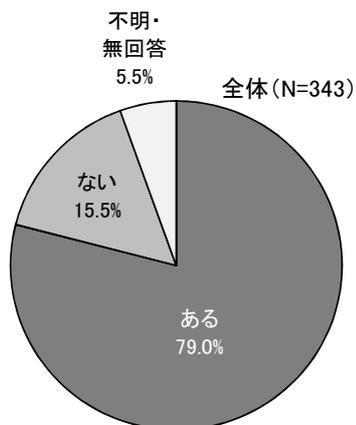
■ 障害のある人への配慮等が進んできたと思うか



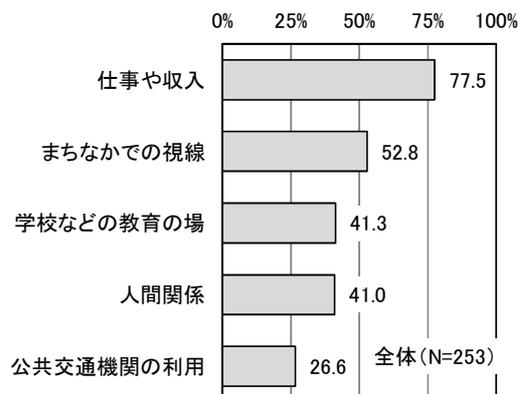
■ 配慮や工夫が進んできたと思う理由（上位5位）



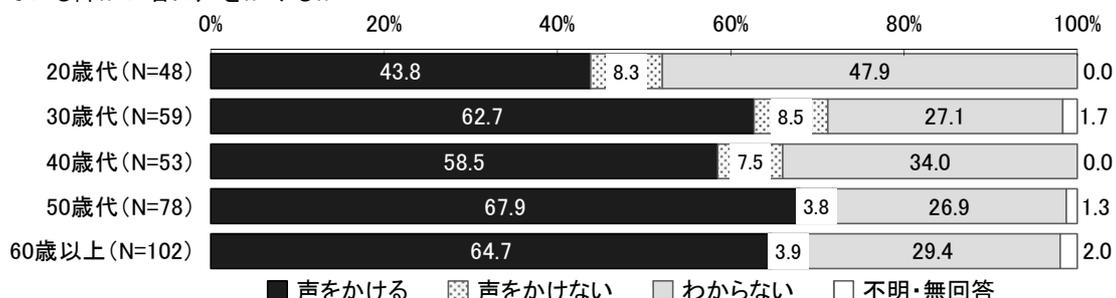
■ 障がいを理由とする差別があると思うか



■ 差別を感じる場面（上位5位）



■ 困っている障がい者に声をかけるか

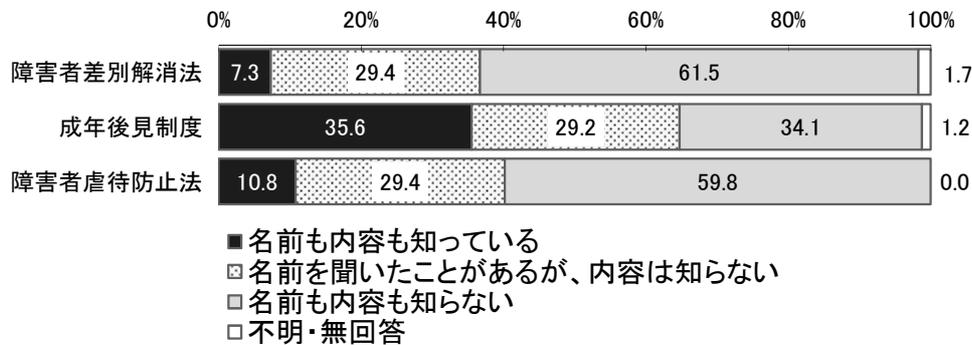


障がいのある人への配慮等が進んだと感じている市民が多い一方で、障がいを理由とする差別については、「ある」と感じる割合が約80%となっています。職場、まちなかなど多様な場面でまだまだ理解や配慮等が十分ではないため、啓発等を進めていく必要があります。

## ウ 法律・制度等の認知度

各種の法律・制度の認知度をたずねたところ、「成年後見制度」は名前も内容も知っている割合が35.6%と高くなっています。平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」は名前も内容も知っている割合が7.3%と、1割に届いていません。

### ■法律・制度等を知っているか

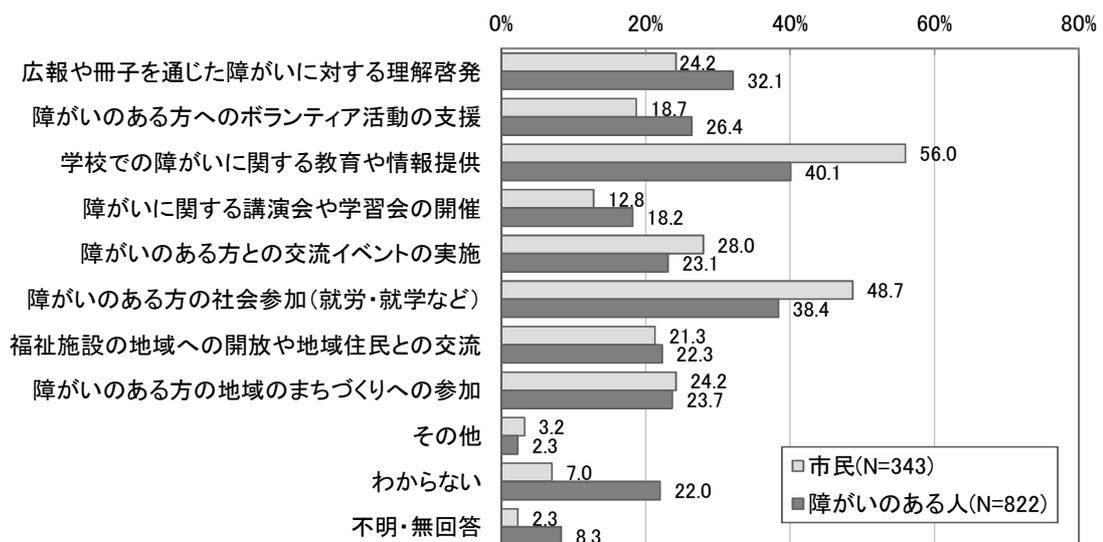


「障害者差別解消法」では、民間事業者を含めて障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がいのある人への合理的配慮の提供が求められています。市民一人ひとりが様々な法律や制度を正しく理解し、取り組んでいく必要があります。

## エ 障がいへの理解のために必要だと思うこと

障がいのある人に対して理解を深めるために必要だと思うことは、「学校での障がいに関する教育や情報提供」が56.0%と最も高く、次いで「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」が48.7%となっています。

### ■障がいに対する市民の理解を深めるために、必要だと思うこと（市民と障がいのある人の比較）



市民では、障がいのある人よりも学校教育における障がい理解や職場・学校での社会参加等を重視する割合が高くなっています。日常的なつながりの中でともに活動することが、より理解を深めることにつながると考えられます。

## (11) 団体・事業所ヒアリングからみる現状と課題

### ①ヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査は、団体や事業所の実態や今後の事業・活動意向、福祉サービスの提供状況等の状況を把握し、障がい福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

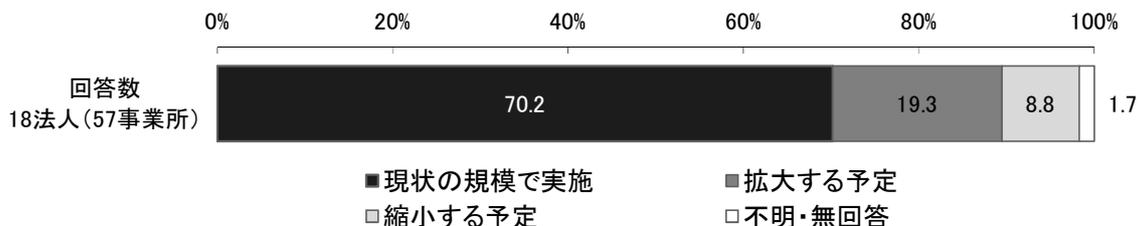
区 分	内 容
調査対象	障がい福祉サービスの提供事業所 障がい者に関わる活動団体
調査票の配布・回収	メール、FAX等を通じた配布・回収
調査期間	平成28年9月～10月
回収数	障がい福祉サービス（障がい児対応を含む）の提供事業所：18法人 市障がい者に関わる活動団体：3団体

### ②調査結果

#### ア 今後の事業展開

障がい福祉サービスの提供事業所に対し、今後の事業展開をたずねたところ、57事業所のうち、70.2%が「現状の規模で実施」と回答しています。「拡大する予定」は19.3%となっています。また、今後新たに実施予定サービスとして「生活介護」等があげられています。

##### ■現在実施しているサービスの事業展開



##### 【拡大する予定のサービス】

- ・生活介護
- ・就労継続支援B型（非雇用型）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・障害児相談支援

##### ■今後新たに実施を予定しているサービス（定員・実施時期未定のものも含む）

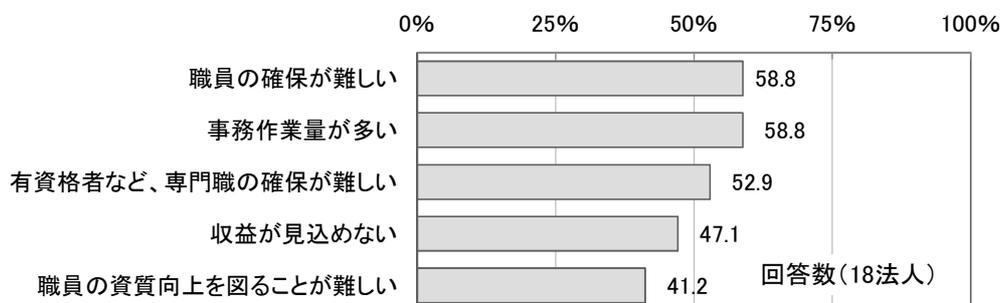
- ・生活介護
- ・就労継続支援B型（非雇用型）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・相談支援事業
- ・就労定着支援
- ・日中一時支援

市内事業所は、その多くが現状維持の規模でサービス提供を継続する見通しです。縮小するサービスも8.8%みられるものの、19.3%が拡大の意向も示していることから、今後サービス提供体制は充実していくことが見込まれます。

## イ 事業運営上の課題

事業運営上の課題は、「職員の確保が難しい」「事務作業量が多い」でともに58.8%となっています。次いで「有資格者など、専門職の確保が難しい」も52.9%と半数を超えています。

■円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じること（上位5位）

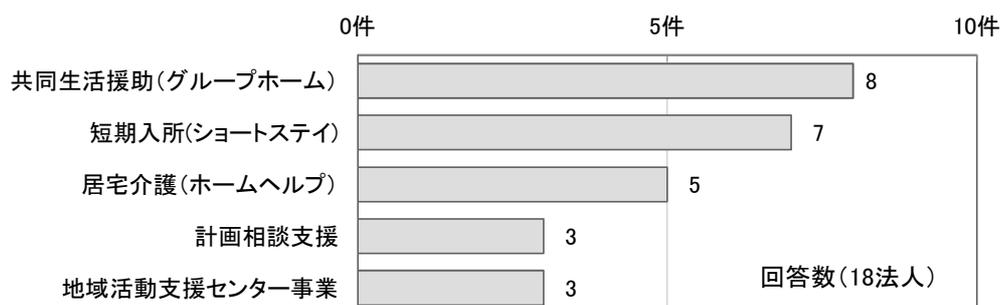


事業運営上の課題は、特にサービスの担い手不足、人手不足に起因する問題が多く見られます。福祉分野の慢性的な人手不足は全国的にも課題となっており、人材の確保・育成を進めていく必要があります。

## ウ 不足している支援やサービス

不足しているサービス、支援等では、「共同生活援助（グループホーム）」「短期入所（ショートステイ）」「居宅介護（ホームヘルプ）」で件数が多くなっています。

■市全体をみたときに、不足していると思われる福祉サービスや支援（上位5位）



グループホームは、アンケートでも知的障がいのある人を中心にニーズが高いサービスとなっています。また、地域での生活を支援する観点から、短期入所や居宅介護等についても必要性が指摘されています。

## 第 3 章 計画の基本事項

### (1) 基本理念

本市では、「第2次豊明市障害者福祉計画」において、『誰もがいきいきと暮らす福祉のまちをめざして』を基本理念として掲げ、障がい者福祉施策を推進してきました。本計画においても、この考えを継承し、基本理念を定めます。

# 誰もがいきいきと暮らす 福祉のまちをめざして

### (2) 基本目標

#### 基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会を目指し、幅広く市民に対し啓発や広報を推進します。また、子どもや成人に対する障がい理解のための教育や学習機会を提供します。

#### 基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり

各種支援サービスの充実と居住の場の確保、必要な情報の提供や総合的な相談支援体制の確保などを通じ、障がいのある人とその家族の暮らしを支援します。

#### 基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

障がいの予防・軽減を図るための保健・医療サービスの充実を図るとともに、障がいのある人が健康づくりに取り組み、スムーズに医療を受けることができるよう、体制整備や経済的支援を進めます。

#### 基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

障がいの早期発見・早期療育を進めるとともに、障がいのある子どもの能力と可能性を伸ばす保育・教育環境の整備を進めます。また、各種サービスの充実を図り、障がいのある子どもの適切な療育と成長を支援します。

#### 基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進

障がいのある人の適性と能力に応じて、福祉的就労や一般就労の機会の確保を図ります。ま

た、障がいのある人が充実した生活を送ることができるよう、交流の機会やスポーツや生涯学習などの様々な活動に参加しやすい体制を整備します。

## 基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

障がいのある人の権利が守られ、安心して暮らせる環境づくりに努めます。また、災害・緊急時をはじめ生活における安心・安全の確保に取り組みます。

### (3) 障害者計画の施策体系



# 第4章 障害者基本計画（第3次豊明市障がい者福祉計画）

## 基本目標1 「共生社会」実現に向けた意識づくり

### 豊明市の現状と課題

- ・障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合って共生することができる社会を目指し、様々な障がい者福祉施策を推進しています。共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが様々な障がいについて理解し、相互に支え合う意識を高めていく必要があります。
- ・障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた「障害者差別解消法」が、平成28年4月1日から施行されています。この法律では、国民の責務や事業者等の差別的取扱いの禁止についても定められています。しかし、アンケートによると市民の「障害者差別解消法」の認知度は1割に届いていない状況であるため、さらなる周知を進めていく必要があります。
- ・アンケートによると、市民の約8割の人が障がいについて理解が進んでいると回答する一方で、約8割の人が障がいを理由とする差別が地域にあると感じています。また、障がいのある人自身も、特に知的障がいと精神障がいのある人で、約半数の人が差別や嫌な思いをした経験を持っています。
- ・アンケート結果からは、障がいに対する市民の理解を深めるために必要だということとして、障がいのある人、市民ともに「学校での障がいに関する教育や情報提供」「障がいのある方の社会参加（就労・就学など）」などで高い割合となりました。特に子どもの頃からの教育は、その後の人権意識、相互理解の考え方に大きな影響を与えることから、様々な機会をとらえて推進していく必要があります。

### 市民の声

※「市民の声」は、アンケートやヒアリング調査結果から得られた市民の意見を抜粋して掲載しています。

- 地域で格差があり、知的障がいや自閉症への理解はなかなか難しいと感じます。（団体）
- 「障害者差別解消法」については、行政機関や雇用主には法的義務であるのに対して、一般では努力義務であることなど、なかなか理解が困難な点が多いように思う。もっとわかりやすい言葉で一般へ普及すべきと思います。（団体）
- 障がいのある人が、身近にいることを言葉のみで伝えても理解にはつながらない。ともに過ごし生活し、学ぶ機会を障がいのある人ない人ともに多く持ってほしい。（団体）

## (1) 子どもに対する教育・啓発の実施

### 1 福祉実践教室の実施【社会福祉協議会】

- ・当事者団体やボランティア団体との連携のもと、小学生・中学生・高校生に対し、車いすや高齢者の疑似体験、手話、点字などに関する体験を行う福祉実践教室を開催します。

### 2 児童生徒のボランティア体験の実施【社会福祉協議会】

- ・中学生に対し、夏休みを利用したボランティア体験事業を実施します。体験事業に対する高校生の参加を促進します。

## (2) 多様な障がいや特性への理解促進

### 3 障害者週間などを通じた啓発【社会福祉課】

- ・12月3日から12月9日までの「障害者週間」において、広報への啓発記事の掲載等を通じて障がい理解の浸透を図ります。

### 4 地域福祉実践教室の実施【社会福祉協議会】

- ・大人が障がいや障がい特性について理解を深めることができるよう、地域における福祉実践教室の開催について検討を進めます。

### 5 障がい理解についての研修や講演会の実施【社会福祉課】

- ・社会福祉協議会との共催により障害福祉講演会や障害者児作品展を開催し、障がいに対する理解の浸透を図ります。

### 6 市民や当事者団体による啓発活動への支援【社会福祉課】

- ・当事者団体などが実施する啓発活動等について、情報収集を行うとともに必要に応じてその活動を支援します。

## (3) 地域における交流・共生の促進

### 7 障がい者支援に携わるボランティアの育成【社会福祉協議会】

- ・視覚、聴覚障がい者支援のボランティア養成講座を開催し、障がい者福祉に関する活動を行うボランティアの育成を図ります。

### ~~8 コミュニティ組織等における交流促進【社会福祉課】~~

## (4) 合理的配慮の提供促進

### 8 市役所における対応要領の整備【社会福祉課・秘書広報課】

- ・平成 29 年 4 月に定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊明市職員対応要領」に基づき、適切な対応を行います。
- ・新規採用職員を対象に障害者差別解消法研修を実施します。

### 9 市民や市内企業等への周知・啓発【社会福祉課・産業振興課】

- ・市内の企業や店舗等を対象に、「障害者差別解消法」等の趣旨に関する周知を図ります。
- ・ヘルプカードの活用促進を図るとともに、**障がい配慮協力店登録制度**の実施により、市内の企業や店舗等において障がいのある人への配慮が広がるよう、周知・啓発を進めます。

## 基本目標2 地域における生活支援・生活環境づくり

### 豊明市の現状と課題

- ・アンケートでは、障がいのある人の多くが、現在暮らしている地域で生活を続ける意向を持っています。その他、グループホームや一人暮らしを希望する人もみられますが、このような暮らしの願いを叶えるためには、様々な支援サービスは欠かすことができません。
- ・アンケートによると、特に知的障がいのある人でグループホームの利用ニーズが高くなっています。その他、短期入所や地域での生活を支えるための居宅介護、就労のためのサービス等での利用意向が高く、また必要性も指摘されています。
- ・本市のサービス事業所は、これまで「居宅介護」「就労移行支援」「就労継続支援B型」などで増加し、充実が図られています。ヒアリング調査結果からは、今後もサービスが充実していく見通しであることがうかがえますが、サービス提供にあたっては様々な課題もあります。
- ・事業所ヒアリングによると、事業運営上の課題として「職員の確保が難しい」「専門職の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」といった事項が多くあげられ、サービスの担い手不足、人材不足の問題が大きくなっています。利用者のニーズが高度化・多様化する中で、支援を必要とする人が適切なサービス等を受けられるようにするためには、人材の確保・育成や事業所間の連携強化による支援技術の向上などが必要となっています。
- ・「豊明市障害者地域自立支援協議会」では、人材育成や確保の問題に対し、「そだつ部会」を設置して対策を進めています。今後も継続して研修の企画・実施や連携強化の取組を充実していくことが大切です。

### 市民の声

- 現在、豊明市でも取り組まれているが地域に身近な居場所・相談できる場所が必要。そのためには意図的な啓発活動（特に精神障がい）が必要だと考える。（事業者）
- 市内に短期入所が実施できる場が不足している。また、市外の事業所が利用しにくい状況になっている。（事業者）
- 障がい者の地域での生活が当たり前の社会になりつつある。また、障がい者が大人となり、就労および、就労支援を受けている方が増えてきている。その一方で、障がい者の親の高齢化が進み、家庭での生活が難しくなっている。しかし、なかなかショートステイやグループホームの数が増えていかない現状がある。（事業者）

## (5) サービス利用のための支援の充実

### 10 障がい福祉サービス利用に関する情報提供【社会福祉課】

- ・ 基幹相談支援センターや市内の指定相談支援事業所との連携のもと、障がい福祉サービスの利用に関する情報提供等を行います。
- ・ 基幹相談支援センターを中心として、相談支援業務の質の向上のための取組を進めます。

### 11 豊明市福祉ガイドブックの発行・改訂【社会福祉課】

- ・ 豊明市障害者地域自立支援協議会の専門部会員が中心となって作成した「豊明市福祉ガイドブック」について、活用を通じて情報の提供を進めます。
- ・ 「豊明市福祉ガイドブック」は適宜、改訂・見直しを行うとともに、より生活に即した情報が盛り込めるよう、内容の充実について検討します。

### 12 サービス等利用計画に基づく支給決定【社会福祉課】

- ・ 指定特定相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人のニーズ・特性に応じたサービス等利用計画の作成やモニタリングを実施します。
- ・ 指定特定相談支援事業所における人材の確保や資質の向上に向け、支援を行います。

## (6) 障がい福祉サービス等の充実

### 13 訪問系サービスの利用支援【社会福祉課】

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援等の訪問系サービスの利用を促進し、障がいのある人の自宅での生活を支援します。
- ・ ニーズが高まることが見込まれるため、人材の確保や支援技術の向上に向けた支援を行います。

### 14 日中活動系サービスの利用支援【社会福祉課】

- ・ 障がいのある人の日中活動や就労の場として、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所等の各種サービスの利用を支援します。
- ・ 平成 30 年度から新たに開始される就労定着支援サービスについて周知を進め、利用を促進します。
- ・ 短期入所サービスについては、ニーズが高まっているため、広域的な連携のもとで提供体制の拡大に向けた検討を進めます。

### 15 居住系サービスの利用支援【社会福祉課】

- ・ 施設への入所が必要な障がいのある人が円滑に施設を利用できるよう、支援を行います。

- ・今後、親亡き後の生活の場としてグループホームの需要が増加することが見込まれるため、グループホームの整備を促進します。

## 16 地域生活支援事業の実施

- ・地域の実情に沿った事業として、障がいのある人のニーズに合わせた地域生活支援事業を実施します。

## (7) 相談体制の充実

### 17 相談支援の実施【社会福祉協議会・社会福祉課】

- ・就労相談、施設や長期入院者の地域移行相談などの専門的な相談にも対応できるよう、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

### 18 コミュニケーション支援の充実【社会福祉課】

- ・関係団体との連携のもと、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業を実施します。また、市役所における手話通訳者の配置を行います。
- ・ボランティアの協力のもと、視覚障がいのある人を対象に「声の広報とよあけ」を提供します。

## (8) 総合的なサービス提供体制の整備

### 19 ピアカウンセリングの実施【社会福祉課】

- ・当事者団体などによるピアカウンセリングの機会を提供します。

### 20 人材育成への支援【社会福祉課】

- ・県等が実施する研修に関する情報を、各サービス事業所等へ提供します。
- ・障害者地域自立支援協議会の専門部会として、人材育成を目的とした「そだつ部会」を開催し、勉強会を定期的に開催することで人材育成と資質の向上を図ります。

### 21 地域生活支援拠点の整備に向けた検討【社会福祉課】

- ・自立支援協議会の専門部会「地域生活支援部会」における検討結果をもとに、地域生活支援拠点（面的整備型）を整備します。

### 22 「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討【社会福祉課】

- ・「豊明市障害者地域自立支援協議会」の本会議、専門部会を定期的に開催し、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりについて具体的な検討を進めます。

### 23 近隣市町と連携した協議の実施【社会福祉課】

- ・定期的に開催される尾張東部圏域会議等を通じ、近隣市町の状況把握と連携に努めます。

## 基本目標3 健やかに暮らせる保健・医療の充実

### 豊明市の現状と課題

- ・障がいには様々な種類がありますが、疾病に起因する障がいも多くあり、これらは日常的な健康づくりや生活習慣の改善等により予防することが可能です。広く市民に対し、健診の受診などを働きかけ、健康づくりに取り組むことで障がいを予防する意識を浸透させることが重要です。
- ・近年では心の健康づくりにも注目が集まっており、精神疾患に関する知識の普及を図ることも重要となっています。心の健康に関して安心して相談できる環境や、正しい情報提供を進めていく必要があります。
- ・アンケートによると、現在の生活で不安なこととして、「自分の健康や治療のこと」が身体障がいのある人では第1位、精神障がいのある人では第2位と、高い割合を占めています。障がいのある人が安心して保健・医療にかかることができる体制づくりが求められています。

### 市民の声

- じっとしていられなかったり、静かに待ったりすることが苦手なので、病院で治療をしたくてもなかなか難しい。障がいのある人への治療は、暴れたり、言うことをきかなかったりして大変かもしれないが、親身になって理解しようとする姿勢や、気付かせてくれると次回も来院しようと思う。(アンケート)
- 口腔ケアは歯医者さんに定期的に通っていても難しい。こんなことに気をつけたらよいというアドバイスがあるといい。保健センターからのお便りも有効である。(アンケート)
- 医療費補助は、生活していく上での基本です。他の障がいに対して精神障がいはまだまだ一般市民からの理解が足りないのが現状です。精神障がい者が、一般市民からの理解が得られて、各地域でいきいきと生活できる姿を目指していきたいと思います。(団体)

## (9) 心の健康づくりの推進

### 24 心の健康づくりに関する啓発や情報提供【社会福祉課】

- ・心の健康や精神障がい及び精神障がい者に対する関心と理解を深めるために、地域住民に普及・啓発を行います。
- ・自殺予防対策に関する総合的な対応を図るため、「自殺対策計画」を策定し、計画に基づき取組を推進します。

### 25 精神保健福祉に関する研修等の実施【健康推進課（瀬戸保健所）】

- ・精神保健福祉関係者を対象に研修会を開催し、知識の習得や技術の向上を図ります。

### 26 精神保健福祉相談の実施【社会福祉課】

- ・精神障がい者を含めた総合相談窓口として、基幹相談支援センターの機能充実を図ります。

### 27 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置【社会福祉課】

- ・瀬戸保健所管内の市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置について検討を進めます。

## (10) 障がいのある人の健康管理への支援

### 28 心身障害者（児）歯科保健指導の実施【社会福祉協議会】

- ・豊明市歯科医師会への委託により、希望する市内の障がい者福祉施設にて歯科健診を行います。

### 29 口腔健康管理指導の実施【健康推進課】

- ・豊明市歯科医師会への委託により、希望する市内の障がい者福祉施設にて口腔健康管理指導を行います。

## (11) 医療にかかる経済支援の実施

### 30 自立支援医療の給付【社会福祉課】

- ・心身に障がいのある人が医療を受けた場合、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）により自己負担額の一部を助成します。制度の内容や利用の流れについての情報提供に努めます。

### 31 医療費の助成【社会福祉課・保険医療課】

- ・一定以上の障がいのある人を対象に、医療費の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

## 基本目標4 障がいのある子どもへの療育や支援の充実

### 豊明市の現状と課題

- ・「児童福祉法」改正により、各市町村で「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの新設や既存サービス対象の拡大など、より専門的なサービスの充実が必要とされています。特に、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な児童など、障がい児のニーズが多様化していることを踏まえたサービス提供の体制づくりが求められています。
- ・本市では、心身障害児母子通園施設「どんぐり学園」における支援や、事業所等が行う児童発達支援、放課後等デイサービスなどの各種サービスの利用支援を行っています。また、「豊明市障害者地域自立支援協議会」において「療育支援部会」を設置し、障がいのある子どもへの総合なサポートについて検討を進めています。
- ・アンケートにおいて、障がい児が利用している、または今後利用したいサービスをたずねたところ、ともに放課後等デイサービスが最も高くなりました。また、現在利用している放課後等デイサービスにおいても、利用時間拡大などを希望する意見も多数みられており、充実が必要となっています。
- ・平成30年度からの新たなサービスとして「居宅訪問型発達支援」が開始され、また、平成32年度末までには各市町村に1か所以上の「児童発達支援センター」の設置が求められています。本市においても、児童発達支援等をはじめとする各種サービスの充実やセンターの設置など、障がいのある児童のより良い療育に向けた体制整備を進めていく必要があります。

### 市民の声

- 放課後等デイサービスについては、事業所数が格段に増えてきている。しかし、児童発達支援センターがない実情がある。児童発達支援センターが開設し、地域の中核を担える体制ができると良い。(事業者)
- 児童発達支援事業所から保育園等に移行することを目標とした支援計画を立てる際に、就園を希望する園等との連携をどのように持つかについての情報がまだ不足している。(事業所)

## (12) 障害の早期発見・早期療育への支援

### 32 乳幼児健診や訪問指導による早期発見や保護者相談の実施【健康推進課】

- ・ 3か月児健診、1歳6か月児健診、2歳3か月児歯科健診、3歳児健診の実施を通じ、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。関係者間での連携を強化することで早期発見の精度を高めるとともに、健診票等の見直しにより、さらなる充実を図ります。

### 33 「なかよし教室」の開催【健康推進課】

- ・ 幼児健診事後フォロー教室である「なかよし教室」を開催し、臨床心理士による個別相談等を実施します。関係者間での連携を強化することで親子に寄り添う支援を行います。

### 34 児童発達支援センターの設置【児童福祉課】

- ・ 障害者地域自立支援協議会の「療育支援部会」での検討をもとに、必要な機能を備えた児童発達支援センターを設置します。

### 35 心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」の充実【児童福祉課】

- ・ 心身障害児小規模通園施設「どんぐり学園」において、親子通園、単独通園による療育支援を行います。
- ・ 児童発達支援センターへの移行に向けた検討を進めるとともに、体制を整備します。

### 36 保育所等への訪問支援の実施（巡回訪問支援、保育所等訪問支援）【児童福祉課】

- ・ 臨床心理士及び保育士による保育所等への訪問支援を実施します。
- ・ 児童発達支援センターの設置に向けた検討を進める中で、保育所等訪問支援を実施できる体制整備を図ります。

### 37 保育所・こども園・幼稚園への障がい児受入れの体制整備【児童福祉課】

- ・ 市内の保育所等において、特別支援クラスを開設し、障がいのある子どもの受入れを行います。

### 38 保育士・教諭に対する研修の実施【児童福祉課】

- ・ 保育士を対象とした療育支援研修の実施や、特別支援コーディネーター等の教諭を対象とした特別支援教育研修を実施します。

## (13) 小中学校における特別支援教育の実施

### 39 就学指導の実施【学校教育課】

- ・教育支援委員会を定期的を開催するとともに、支援が必要な児童生徒とその保護者に対する個別相談等を通じて就学指導を実施します。

#### 40 特別支援教育の実施【学校教育課】

- ・特別支援教育に係る個別相談・ケース会議等を実施し、障がいのある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な教育的支援を行います。

#### 41 通級指導教室の設置【学校教育課】

- ・発達障がいなど支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導教室の充実を図ります。

#### 42 教職員に対する研修の実施や支援員の配置【学校教育課】

- ・教職員が、障がいのある児童生徒に関する知識や指導技術を高められるよう、特別支援教育担当者研修会、特別支援教育コーディネーター研修会、特別支援教育支援員研修会等、各種研修機会への参加を促進します。
- ・通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が支援を必要とする場合に、支援員の配置を検討します。

#### 43 教育現場における合理的配慮の提供【学校教育課】

- ・児童生徒一人ひとりの障がいの状態やニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化等の合理的配慮の提供に努めます。

### (14) 障がい児への児童福祉サービスの充実

#### 44 放課後児童クラブでの障がい児の受入れ支援【児童福祉課】

- ・放課後児童クラブを希望する、配慮が必要な児童に対して面接等を実施し、受入れを行います。

#### 45 障害児相談支援に基づく支給決定【児童福祉課】

- ・指定障がい児相談支援事業所との連携のもと、障がいのある子どものニーズ・特性に応じた障がい児支援利用計画の作成やモニタリングを実施します。
- ・指定障がい児相談支援事業所における人材の確保や資質の向上に向け、支援を行います。

#### 46 児童福祉サービスの利用支援【児童福祉課】

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス等の、障がいのある子どもに対する各種サービスについて、情報提供に努めるとともに利用を支援します。

#### 47 医療的ケア児に対する支援の検討【児童福祉課】

- ・障害者地域自立支援協議会の「療育支援部会」を中心に、医療的ケア児への支援に関する検討を進めます。

## 基本目標5 障がい者の雇用・就労・居場所づくりの促進

### 豊明市の現状と課題

- ・本市では、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」での相談支援や、就労系サービスの利用支援などを通じ、障がいのある人の就労を支援しています。近年では市内で農業と福祉の連携などにより特徴的な取組もみられるようになっていきます。
- ・アンケートでは、障がいのある人の就労に対してトライアル的な実施や、受入れ企業の情報提供、雇用側の勤務時間等への配慮が求められています。平成30年度より法定雇用率が引き上げられ、民間企業における雇用が促進されることとなるため、障がい者雇用に関する啓発や情報発信を進めていく必要があります。
- ・アンケートにおいて、18歳未満の障がいのある人に18歳時点の進路の希望をたずねたところ、一般企業への就職を希望する人が26.8%、福祉施設への通所を希望する人が20.6%みられました。個々の障がい特性に応じて、一般就労や、就労継続支援などの福祉的就労の機会を確保していく必要があります。
- ・障がいのある人の健康づくりや交流、余暇等に資するための機会づくりも欠かすことができないものですが、そのような場に障がいのある人が参加するためには、情報や施設のバリアフリーの状況、移動の問題などが出てくる場合があります。できる限り多くの人々が充実した生活を送ることができるよう、このような機会においても様々な視点からバリアの解消、当事者の視点からの配慮等を行っていく必要があります。

### 市民の声

- 労働人口が減少する中で、企業理解や雇用に向けての仕組みづくり、農福連携、ユニバーサル就労など障がいのある方の就労機会が増やせるような取組が活発になればと思います。（事業者）
- 障がい者が働く時には、雇用側がその障がいの特徴を正しく理解できていない場合が多いように思います。大企業では、障がい者の仕事場がまとめられていたり、専門知識を持った人が指導者としていたりするので良いのですが、一般の中小の企業ではそうはいかないのが現状だと思います。（団体）
- 障がいのある人達も身体を動かす機会がほしいのだけれどもなかなかその機会を得るのが難しい。（団体）
- 移動手段の多様化が図られたら、もっともっと社会とつながることができる。（団体）

## (15) 就労支援の充実

### 48 市内企業に対する障がい者雇用に関する情報提供の実施【社会福祉課】

- ・ハローワーク等との連携のもと、市内企業に対して障がい者の就労促進についての情報提供を行います。

### ~~52 市内企業に対する障がい者雇用に関する研修の実施（参加促進）【社会福祉課】~~

### ~~53 就労系サービス事業所への支援【社会福祉課】~~

### 49 市役所における雇用の促進【秘書政策課】

- ・豊明市役所において、障がい者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。

### 50 物品等の優先調達の実施【社会福祉課・産業振興課】

- ・市内の障がい者施設等に対して調達実績の調査を行い、調達計画を作成した上で、物品等の優先的な調達の推進を図ります。

## (16) 日中の居場所づくりへの支援

### 51 地域活動支援センターの設置【社会福祉課】

- ・障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

### 52 障がい者スポーツの促進【生涯学習課】

- ・障がいのある人が参加できるスポーツ教室を開催するとともに、愛知県が実施する障がい者スポーツ大会への参加を支援します。

### 53 趣味や生涯学習などの機会の充実【生涯学習課・社会福祉課】

- ・講演会や生涯学習の場などにおいて、手話通訳者、要約筆記者の配置などにより、障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・障がいのある人が開催・参加する作品展や文化展、発表会等の開催を支援し、障がいのある人の芸術・文化、趣味活動等の活性化を図ります。

## (17) 移動に関する支援の充実

### 54 ひまわりバスにおける支援の充実【とよあけ創生推進室】

- ・ひまわりバスにおいて、ノンステップ及び車いす使用者の乗車に対応できる車輛の導入を進めます。
- ・ひまわりバスにおいて、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を携帯している人と付き添い1名の基本運賃を無料にします。

## **55 バリアフリーのまちづくり【市街地整備推進室】**

- ・公共施設や道路等の新設や改修時には、障がいのある人を含めて誰もが利用しやすいバリアフリーの環境とします。

## 基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

### 豊明市の現状と課題

- ・判断能力が十分でない障がいのある人の権利の保護・尊重に向けては、財産の管理やサービスの利用契約などにおいて適切に支援するための制度が必要です。本市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進などについて周知を進めるとともに、尾張東部地区5市1町で運営する「尾張東部成年後見センター」において支援を行っています。
- ・本市では、避難行動要支援者支援制度により、障がいのある人をはじめとする避難行動要支援者に対し、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、隣近所などの地域が連携して支援をしていく体制をとっています。いざという時に備え、障がいのある人の避難行動要支援者名簿への登録を促進していく必要があります。
- ・災害が起こった場合、障がいのある人や高齢者など、一般の避難所では生活に支障を来す人を対象に、福祉避難所を設定しています。障がいのある人の避難においては、生活スペースや情報の取得、薬等の必要な物資、避難所生活への適応などにおいて様々な問題が出る場合があるため、一人ひとりが事前に対応策を検討しておくことが重要です。

### 市民の声

- 災害時対応については、施設として福祉避難所の覚書を市と結んでいるが、地域の避難所としての機能が果たせるかどうか疑問を感じる。災害発生時のために福祉避難所等開設に向けて連絡会等で情報交換や検討が行えると良い。(事業者)

## (18) 障害者の権利を守る仕組みづくり

### 56 成年後見制度の利用支援【社会福祉課】

- ・障がい等により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援する成年後見制度について、制度内容等の周知に努めます。
- ・「尾張東部成年後見センター」と連携し、必要な人への制度利用の相談や支援等を行います。

### 57 日常生活自立支援事業の利用支援【社会福祉協議会】

- ・判断能力が十分でない障がいのある人に対し、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理の支援を行います。

### 58 虐待の防止と被害者の保護【社会福祉課】

- ・「障害者虐待防止法」の趣旨を踏まえ、障がいのある人に対する虐待の防止等に関する広報・啓発活動を行います。
- ・豊明市社会福祉課内に設置する「障害者虐待防止センター」において、相談や事実確認、被害者保護、加害者への指導等を行います。

## (19) 防災・災害時対策の充実・強化

### 59 避難行動要支援者名簿の整備【高齢者福祉課】

- ・対象となる避難行動要支援者への通知を行い、名簿登録を促進するとともに、適宜、既存の登録者の変更内容の更新等を行います。
- ・整備した名簿を必要に応じて地域の関係者等に提供することで、災害時の適切な名簿の利用を支援します。

### 60 避難場所に関する対策の実施【総務防災課】

- ・災害時に一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、福祉避難所を設置します。

### 61 防災訓練への障がいのある人の参加促進【社会福祉課】

- ・防災に関する広報・啓発などにより、地域で実施する防災訓練等への障がいのある人の参加を促進します。

# 第5章 障害福祉計画（第5期豊明市障がい福祉計画）

障がい福祉計画は、障がいのある方が適切に障がい福祉サービスを利用するため、障がい福祉サービスの見込み等の数値目標を示す計画です。

「障害者総合支援法」に基づき、厚生労働省が平成29年に改正・公表した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即した上で、平成30年度から平成32年度までの3年間の障がい福祉サービスの見込み量を算出し、その確保に向けた方策を定めます。

## （1）第5期障害福祉計画のポイント

### ① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の一層の整備
- ・基幹相談支援センターの設置促進

### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。

### ③ 就労定着に向けた支援

- ・就労定着支援のサービスが創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に追加

### ④ 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・障害児福祉計画の作成義務化
- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置等

### ⑤ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取組むための仕組みづくり
- ・専門的な支援を要する者に対する包括的かつ総合的な支援体制の構築

### ⑥ 発達障がい者支援の一層の充実

- ・発達障害者支援地域協議会の設置
- ・発達障害者支援センターの複数設置等の適切な配慮

## (2) 障がい福祉サービス等の見込量

### ①訪問系サービス

#### ■訪問系サービスの内容

##### ●**居宅介護**

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

**豊明市内の事業所** 幸せ／ニチイケアセンター豊明／ヘルパーステーションほまれ／豊明市社協ホームヘルプサービス／ファインホームヘルプ事業所

##### ●**重度訪問介護**

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

**豊明市内の事業所** 幸せ／ニチイケアセンター豊明／豊明市社協ホームヘルプサービス／ファインホームヘルプ事業所

##### ●**同行援護**

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

**豊明市内の事業所** ファインホームヘルプ事業所

##### ●**行動援護**

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

**豊明市内の事業所** ニチイケアセンター豊明／豊明市社協ホームヘルプサービス

##### ●**重度障害者等包括支援**

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	時間	1,709	2,029	2,130	2,236
	人/月	106	108	111	114
重度訪問介護	時間	394	400	400	400
	人/月	3	3	3	3
同行援護	時間	106	112	121	121
	人/月	11	12	12	12
行動援護	時間	60	70	70	70
	人/月	2	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0

※平成 29 年度実績は 8 月までの月あたり平均値。(以下、同じ)

■訪問系サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所数	
	平成 29 年度	平成 32 年度
居宅介護	5	6
重度訪問介護	4	4
同行援護	2	2
行動援護	1	2
重度障害者等包括支援	0	0

【確保方策】居宅介護等の訪問系サービスは、実利用者数・利用時間ともに増加を続けています。今後も同様に増加を見込みます。

サービスを必要とする人が必要な支援を受けることができるようにするには、ホームヘルパーの確保と人材育成が必要です。障害者自立支援協議会の専門部会である「そだつ部会」において行っている人材確保と育成の取組を継続していきます。また、行動援護や重度訪問介護など、障がい者が重度の人に対する支援を行える事業所が不足しているため、研修情報の提供を行うなどの取組を行います。また情報提供とサービス利用調整をきめ細かく行えるよう、相談支援事業の質・量の確保を行います。

## ②日中活動系サービス

### ■日中活動系サービスの内容

#### ●生活介護

障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

**豊明市内の事業所** 障害者支援施設ゆたか苑／メイツ／フレンズ

#### ●自立訓練（機能訓練）

身体障がいのある方または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

**市外の主な利用事業所** 名古屋市総合リハビリテーションセンター（名古屋市）

#### ●自立訓練（生活訓練）

知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がいのある人の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

**市外の主な利用事業所** ありまつみんなの家（名古屋市）

#### ●就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

**豊明市内の事業所** こらぼれ／Dアームズ

#### ●就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

**豊明市内の事業所** むぎの花／アレイル

#### ●就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

**豊明市内の事業所** ハーミット／アレイル／Dアームズ／むぎ花ファーム／ひだまり／メイツ

#### ●就労定着支援＜新規＞

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。平成 30 年度から新設されたサービスです。

●療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

市外の主な利用事業所 鈴鹿病院（三重県鈴鹿市）

●短期入所

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。

豊明市内の事業所 障害者支援施設ゆたか苑

■日中活動系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人日分	2,231	2,262	2,318	2,374
	人/月	118	121	124	127
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	10	10	10
	人/月	0	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	人日分	80	95	95	95
	人/月	4	4	4	4
就労移行支援	人日分	263	356	387	418
	人/月	19	23	25	27
就労継続支援A型	人日分	652	523	523	523
	人/月	34	28	28	28
就労継続支援B型	人日分	792	1,009	1,055	1,101
	人/月	59	66	69	72
就労定着支援	人/月		1	2	2
療養介護	人/月	5	5	5	5
短期入所（福祉型）	人日分	129	80	85	90
	人/月	15	13	14	15
短期入所（医療型）	人日分	8	4	8	8
	人/月	2	1	2	2

■日中活動系サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所数	
	平成 29 年度	平成 32 年度見込み
生活介護	3	5
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	0	0
就労移行支援	2	3
就労継続支援 A 型	1	1
就労継続支援 B 型	6	6
就労定着支援	—	
療養介護	0	0
短期入所（福祉型）	1	2
短期入所（医療型）	0	0

【確保方策】 比較的障がいの重い人が利用する生活介護事業の第 4 期期間の実績については、見込みより低調となりました。これは市内の事業所の定員がほぼ定員に達していたためとみられます。今後、不足していた身体障がい者および重度心身障がい者が通所できる生活介護事業所の開設が市内で計画されており、拡充を見込んでいます。

就労継続支援事業については、雇成型（A 型）事業所が市内に 1 か所となっており、市外事業所の利用が増えています。その分、非雇成型（B 型）の利用が増えると見込みます。

特に利用ニーズの高い短期入所については、重点的に確保を図っていきます。具体的には医療機関や介護保険事業所に障害福祉サービスの指定を受けるよう働きかける等の取組を行います。

### ③居住系サービス

#### ■居住系サービスの内容

##### ●自立生活援助<新規>

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により支援を行います。平成 30 年度から新設されたサービスです。

##### ●共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

**豊明市内の事業所** なごむつどう／らくらく／グループホーム豊明／みさき館／井ノ花ホーム

##### ●施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

**豊明市内の事業所** 障害者支援施設ゆたか苑

#### ■居住系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人/月		0	1	2
共同生活援助（グループホーム）	人/月	35	38	40	43
施設入所支援	人/月	36	37	36	34

#### ■日中活動系サービスの事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所数	
	平成 29 年度	平成 32 年度見込み
自立生活援助	—	1
共同生活援助（グループホーム）	5	6
施設入所支援	1	1

**【確保方策】** 病院・施設からの地域移行後や親亡き後の生活の場として、グループホームの拡充は重要です。社会福祉施設整備補助金等の情報提供や県への推薦等を積極的に行っていくとともに、市独自の補助制度を検討し設立を促進します。

## ④相談支援

### ■相談支援の内容

#### ●計画相談支援

障がい福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。

**豊明市内の事業所** 藤田メンタル相談所／てかぼ／ぴいす／相談支援事業所ドアーズ／豊明市社協相談支援事業所／ファイン

#### ●地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

**豊明市内の事業所** ファイン相談支援事業所

#### ●地域定着支援

単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

**豊明市内の事業所** ファイン相談支援事業所

### ■相談支援の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	人/月	72	63	65	67
地域移行支援	人/月	0	2	2	2
地域定着支援	人/月	0	2	2	2

### ■相談支援の事業所数の見込み

サービス種別	市内事業所数	
	平成 29 年度	平成 32 年度見込み
計画相談支援	6	7
地域移行支援	1	2
地域定着支援	1	2

**【確保方策】** 市内の計画相談支援事業所は順調に増加しています。今後も障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるようバックアップを行っていきます。

地域移行・地域定着支援については、これまでの実績が低調だったため、体制の整った事業所に指定を促し、取り組み強化を図っていきます。

### 障がい福祉サービスの確保策

- ・ 今後、重点的取組が必要なものは、グループホームの整備促進、短期入所（緊急時対応・医療対応含む）の整備促進、相談支援体制の充実です。家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、グループホームの整備促進や短期入所の充足を進めていきます。また、必要なサービスを適切に利用でき、安心して生活できるよう、相談支援体制の充実を進めます。
- ・ 就労支援を充実させ、一般企業への就労や就労継続支援事業所での支援を受けての就労など、その人の能力を引き出し多様な支援が受けられるような体制を整備していきます。
- ・ 重度心身障がい児の短期入所や訪問系サービス利用ニーズは高いものの、元々のサービス提供事業所の少なさに加え、医療的ケアの対応困難さから容易に利用できない状況にあります。今後、県の施設整備計画等の状況を踏まえ検討していきます。

### (3) 地域生活支援事業の見込量

#### ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民の障がい者への理解深めるための研修や啓発事業を実施し、障がい者が日常生活および社会生活を送るなかで生じる「社会的障壁」を無くすことを目指す事業です。

豊明市では市民を対象に障がいの理解を促す講演会の実施、学校での福祉実践教室などの取り組みを行っており、今後も継続していきます。

##### ■理解促進研修・啓発事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

#### ② 自発的活動支援事業

障がい者が互いの悩みを共有するピアサポートや、地域住民等によるボランティア活動などの、自発的な取り組みを支援します。

障がいを持つ当事者同士が交流できる場として、豊明市基幹相談支援センターが主体となりピアサポート事業を実施します。また、社会福祉協議会内のボランティアセンターと連携し、障がい者の支援を行うボランティアの育成や活動を支援します。

##### ■自発的活動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有

#### ③ 相談支援事業

障がい者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、相談支援に必要な地域の関係機関ネットワークの構築も行ないます。

豊明市では、豊明市社会福祉協議会に委託し「豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット」を開設しています。

また 18 歳未満の障がい児の相談支援事業については、豊明福祉会「ファイン」に委託し実施しています。

精神障害者地域活動支援センターの「柏葉（東郷町）」「エポレ（豊田市）」にも委託しています。

■相談支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4
基幹相談支援センター	か所	1	1	1	1
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利の擁護を図る事業です。

豊明市では「豊明市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を定め、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である障がい者を対象に、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助しています。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	人	4	5	6	7

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

尾張東部圏域 5 市 1 町で共同委託する「尾張東部成年後見センター」において法人後見を実施しており、適正運営について協議するため弁護士等の専門職が参加する「適正運営委員会」を行っています。また、市民後見人や後見活動を支援する人材の育成にも取り組んでいます。

■成年後見制度法人後見支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有

## ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚障がいを持つ人の意思疎通を図るための支援として、手話通訳派遣と要約筆記派遣を行っています。手話通訳は、知多地区聴覚障害者支援センター（半田市）に委託して派遣を実施しています。要約筆記は、愛知県身体障害者福祉団体連合会（熱田区）に委託して派遣を実施しています。

手話通訳者は平成 28 年度から設置を実施しています。

### ■意思疎通支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	件	8	12	14	16
要約筆記者派遣事業	件	2	2	2	2
手話通訳者設置事業	件	1	1	1	1

## ⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具の給付とは、ストマ（排せつ支援用具）、電気式たん吸引器等生活に必要な用具の給付です。

### ■意思疎通支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護・訓練支援用具	件	10	10	11	10
自立生活支援用具	件	11	11	11	12
在宅療養等支援用具	件	6	10	11	13
情報・意思疎通支援用具	件	4	6	7	8
排せつ管理支援用具	件	1,550	1,590	1,640	1,680
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	件	4	3	3	3
合計	件	1,585	1,630	1,683	1,726

### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。平成 25 年度から地域生活支援事業の市町村必須事業となりました。

豊明市では日進市・東郷町・長久手市と共同で聴覚障害者協会（日進市）に委託し平成 27 年度から手話奉仕員養成研修を実施します。

平成 28 年度は豊明市にて研修を実施し、14 名が修了しています。

#### ■意思疎通支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業（研修修了者数）	人	5	5	5	5

### ⑨ 移動支援事業

障がい者・児が円滑に外出できるよう、移動を支援するサービスです。

#### ■移動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	時間/月	766	770	790	810
	人/月	82	82	84	86

### ⑩ 地域活動支援センター事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。

#### ■移動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター事業	人日/月	251	311	311	411
	人/月	17	20	20	25

### ⑪ 日中一時支援事業

日中、障がい者・児を預かり、生活を支援する事業です。基本型と医療的ケアを必要とする療養型があります。

#### ■日中一時支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績			
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	回分/月	604	620	620	620
	人	93	95	95	95

## ⑫ 訪問入浴サービス

重度身体障がい児・者の家庭へ移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行う制度です。

### ■訪問入浴サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問入浴サービス	回分/月	58	64	64	72
	人	10	11	11	12

### 地域生活支援事業の確保策

- ・支援が必要な人に行き届くよう、相談支援事業の充実を引き続き図っていきます。
- ・成年後見制度の活用促進をするとともに、広く市民への制度周知を進めていきます。
- ・「移動支援事業」「日中一時支援事業」「日常生活用具給付事業」の利用について、サービスの質・量ともに対応できるよう、サービス事業所の確保と制度整備に努めていきます。
- ・「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行され、障がい者への合理的配慮の一つとして意思疎通支援は一層重要な位置づけになります。また、地域での障がい理解促進のため、講演会開催等の取組を進めていきます。

# 第6章 障害児福祉計画（第1期豊明市障害児福祉計画）

障害児に向けたサービスの見込み量及び確保方策は、今回計画より、「第1期障害児福祉計画」として定めることとします。

## （1）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### ① 地域支援体制の構築

- ・児童発達支援センターを位置付ける。

### ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

- ・保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策や学校教育等との連携を図る。

### ③ 地域社会への参加・包容の推進

- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図る。

### ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

- ・重症心身障害児に対する支援体制の充実を図る。
- ・医療的ケア児に対する支援体制の充実を図る。
- ・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障害児に対する支援体制の充実を図る。
- ・虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備を図る。

### ⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

- ・障害児相談支援の質の確保及び向上を図る。

## （2）障害児へのサービス等の見込み量

### ■障害児へのサービスの内容

#### ● 児童発達支援

障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等必要な支援を行います。

**豊明市内の事業所** てかぼ／ぴいす

#### ● 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等の指定発達支援医療機関において児童発達支援及び治療を行います。

#### ● 放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のた

めの訓練等を継続的に提供することにより、放課後等の居場所づくりを行います。

**豊明市内の事業所** てかぼ／ぴいす／くるみの会／ふぁーもにー／くるみの家

● **保育所等訪問支援**

障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行います。

**豊明市内の事業所** ゆめのもり

● **居宅訪問型児童発達支援<新規>**

重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援センター等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

● **障害児相談支援**

障がい児が障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

**豊明市内の事業所** てかぼ／ぴいす／ファイブ

■障がい児へのサービスの見込み量

サービス種別	単位	実績		見込み	
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	人日/月	221	230	280	410
	人/月	24	23	28	41
医療型児童発達支援	人日/月	0	8	8	8
	人/月	0	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	1,146	1,081	1,173	1,265
	人/月	97	94	102	110
保育所等訪問支援	人日/月	0	1	2	2
	人/月	0	1	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月		0	4	4
	人/月		0	1	1
障害児相談支援	人/月	58	20	23	28

**【確保方策】** 放課後等デイサービスは利用者が増加しているとともに、利用ニーズも高いサービスであるため、事業所の確保及び質の向上に努めます。居宅訪問型児童発達支援については、児童発達支援事業所に働きかけることで、サービスの提供体制を整備します。障害児相談支援は、関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画

の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

■医療的ケア児に対するコーディネーター

サービス種別	単位	実績	見込み		
		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	人		0	0	1

**【確保方策】** 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、包括的な支援を行います。平成 31 年度末までに 1 人の配置を目指します。

### (3) 子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握と提供体制の整備

国の指針において、「都道府県及び市町村は、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて、障がい児通所支援等を利用する障がい児の保護者に調査を行う等により把握し、都道府県及び市町村において利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制整備を行うものとする。」とされています。

本市においては、平成 31 年度に実施予定の「豊明市子ども・子育て支援事業計画」の見直しにおいて具体的な整備量を定めます。

# 第 7 章 数値目標

## (1) 障がい福祉計画に係る成果目標

### ①施設入所者の地域生活移行者数

#### ア 施設入所者の地域生活移行者数

【国指針】 平成 32 年度末時点で平成 28 年度末の施設入所者数の 9 %以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

#### イ 施設入所者数の削減

【国指針】 平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2 %以上削減することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

#### 【豊明市における目標】

項目	目標数値	考え方
平成 28 年度末時点の施設入所者 (A)	37 人	平成 28 年度末時点の実績値
<b>【目標】施設から地域生活への移行者数</b>	<b>4 人</b>	(A) のうち、平成 32 年度末までに地域生活に移行する人の目標値
平成 28 年度に対する割合	10.8%	
<b>【目標】施設入所者の削減</b>	<b>1 人</b>	(A) の時点から、平成 32 年度末時点における施設入所者の削減目標値
平成 28 年度に対する割合	2.8%	
平成 32 年度末時点の施設入所者	36 人	平成 32 年度末の利用者数見込み

【考え方】 本市の施設入所者の退所理由として近年多くなっているものは、入所者の高齢者施設や病院への移動、死亡などとなっています。この背景には入所者の重度化や高齢化があると考えられ、また、施設入所を希望する人も一定数みられることから、施設入所者の削減、施設から地域生活への移行者の増加という目標に向けては、非常に課題が多い状況となっています。このような状況のなか、現行計画における未達成分（地域生活移行者 8 人、施設入所者削減 2 人）を加算した目標設定は、本市の現状を踏まえると現実的ではないと考えられるため、本計画においては、未達成分を加味しない目標設定とします。

本市においては、住まいの場の確保や訪問系サービスなどの充実、相談支援体制の確保等を進めるとともに、「豊明市障害者地域自立支援協議会」における検討などを進め、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

## ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### ア 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

【国指針】 平成 32 年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。

#### 【豊明市における目標】

項目	目標数値	考え方
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1	平成 32 年度末の設置状況

【考え方】 本市においては、協議の場として「豊明市障害者地域自立支援協議会」などを設置しており、このような機能を発展させるかたちで体制の整備を検討します。

## ③地域生活支援拠点等の整備

【国指針】 平成 32 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### 【豊明市における目標】

項目	目標数値	考え方
【目標】地域生活支援拠点等の整備	1 か所	平成 32 年度末の整備目標か所数

【考え方】 地域生活支援拠点の整備については、第 4 期計画からの継続目標となっており、本市においても平成 29 年度末に 1 か所整備することを目標としてきました。しかし、まだ目標未達成であることから、本計画においては平成 32 年度末までに、1 か所の整備を目標として設定します。

地域生活支援拠点等の整備手法には「多機能拠点整備型」や「面的整備型」などがありますが、本市においては関係機関・施設の連携による面的な整備の推進を目指すこととし、体制について検討を進めます。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

##### ア 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標

【国指針】 平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

##### イ 就労移行支援の利用者数に関する目標

【国指針】 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。ただし、現行計画における目標未達成と見込まれる人数も加味して設定するものとする。

##### ウ 就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標

【国指針】 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

##### エ 就労定着支援による職場定着率に関する目標【新規項目】

【国指針】 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする。

##### 【豊明市における目標】

項目	目標数値	考え方
平成 28 年度の一般就労への移行者（A）	19 人	平成 28 年度の実績値
<b>【目標】福祉施設から一般就労への移行者数</b>	<b>29 人</b>	平成 32 年度の目標値
平成 28 年度に対する割合	153%	
平成 28 年度末時点の就労移行支援事業の利用者（B）	15 人	平成 28 年度の実績値
<b>【目標】就労移行支援事業の利用者数</b>	<b>18 人</b>	平成 32 年度の目標値
平成 28 年度に対する割合	120%	
<b>【目標】就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合</b>	<b>50%以上</b>	平成 32 年度の目標値
<b>【目標】就労定着支援による職場定着率</b>	<b>80%</b>	平成 32 年度の目標値

【考え方】 本市における一般就労移行者数は順調に増加しており、第 4 期計画における目標を平成 28 年度時点で達成（目標 10 人に対し、平成 28 年度で 19 人）しています。また、平成 29 年度においても達成する見込みであるため、本計画においては国の指針に沿って目標を設定します。また、就労移行支援事業の利用者数、就労移行支援事業所の就

労移行率と就労定着支援による職場定着率の目標においても、「尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト」や就労移行支援事業所、新たに平成 30 年度からサービスが開始される就労定着支援の事業所、市内企業等との連携のもとで国指針に基づく目標の達成を目指します。

## (2) 障がい児福祉計画に係る成果目標

### ① 障害児支援の提供体制の整備等

#### ア 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築【新規項目】

**【国指針】** 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### イ 医療的ニーズへの対応【新規項目】

**【国指針】** 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを確保することを基本とする。

#### 【豊明市における目標】

項目	目標数値	考え方
<b>【目標】児童発達支援センターの設置</b>	<b>1 か所</b>	平成 32 年度の目標値
<b>【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制整備</b>	<b>実施</b>	平成 32 年度の目標値
<b>【目標】重症心身障害児を支援する事業所の確保</b>		
児童発達支援事業所	1 か所	平成 32 年度の目標値
放課後等デイサービス事業所	2 か所	
<b>【目標】保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置</b>	<b>1</b>	平成 30 年度末の目標値

**【考え方】** 児童発達支援センターの設置に向けては、心身障害児小規模通所施設「どんぐり学園」の機能を強化し、発展させるかたちでの整備を進めます。また、保育所等訪問支援についても、平成 29 年 11 月現在で市内に 1 か所のサービス提供事業所があり、サービスを利用できる環境が整っているため、今後もサービスの周知・情報提供や、サービスの質・量の充実に取り組みます。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及

び放課後等デイサービス事業所については、現在のサービス提供事業所との連携のもとで対応を図ります。保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、「豊明市障害者地域自立支援協議会」に設置する「療育支援部会」機能を発展させるかたちで体制の整備を検討します。

### ~~(3) その他~~

~~—平成 32 年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を、本市においては 2 人と定めます。~~

# 第 8 章 計画の推進体制

## (1) 計画の推進体制

### ①計画の市民への周知・情報伝達

計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。

また、本計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって市民や当事者の意見が反映されやすい環境を整備します。

### ②団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、障がい者支援にかかる当事者団体や地域組織等との連携を強化します。また、障がい福祉サービスの充実を図るため、サービス事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

さらに、「豊明市障害者地域自立支援協議会」において、関係者間の連携を強化するとともに、困難事例の共有・対応調整や、療育、人材育成や就労、相談などの総合的な課題への対応策を検討します。

### ③県や近隣市町村との連携

障がい者福祉施策や、障がい福祉サービスの提供などにおいて、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

## (2) 計画の進捗管理の手法

PDC Aサイクルとは、計画 (P l a n)、実施 (D o)、評価 (C h e c k)、改善 (A c t) の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。

本計画の推進にあっても、このPDC Aサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、「豊明市障害者福祉計画策定・推進委員会」を中心に検討し、事業をより良いものにしていきます。

また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課と事務局である社会福祉課との連携を強化します。

# 資料編

## (1) 策定の経過

年月日	内容
平成 29 年 8 月	アンケート調査の実施
9 月	事業所・団体に対するヒアリングシート調査の実施
10 月 16 日	第 1 回 豊明市障害者福祉計画策定・推進委員会
10 月～11 月	関係各課ヒアリングの実施
12 月 18 日	第 2 回 豊明市障害者福祉計画策定・推進委員会
平成 30 年 2 月～	パブリックコメントの実施 (予定)
3 月	第 3 回 豊明市障害者福祉計画策定・推進委員会 (予定)

## (2) 検討組織 (名簿・要綱など)

## 豊明市障がい福祉計画〈素案〉

発行年月 平成 29 年 12 月

発行 豊明市

編集 豊明市 健康福祉部 社会福祉課  
愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1

T E L : 0562-92-1119

F A X : 0562-92-1141